【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 令和5年12月20日

【事業年度】 第35期(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

【会社名】 新日本製薬株式会社

【英訳名】 Shinnihonseiyaku Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 後藤 孝洋

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理本部長 小野 哲矢

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理本部長 小野 哲矢

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月		令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月
売上高	(百万円)	-	-	33,899	36,107	37,653
経常利益	(百万円)	-	-	3,415	3,487	3,721
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	-	-	2,323	2,357	2,394
包括利益	(百万円)	-	-	2,323	2,353	2,401
純資産額	(百万円)	-	-	16,180	17,918	19,661
総資産額	(百万円)	-		23,240	23,857	25,501
1株当たり純資産額	(円)	-	-	747.34	826.51	906.72
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	107.72	109.91	111.37
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	-	106.70	109.12	110.81
自己資本比率	(%)	-	-	68.8	74.4	76.5
自己資本利益率	(%)	-	-	14.5	14.0	12.9
株価収益率	(倍)	-	-	17.6	13.7	13.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	-	2,071	2,287	3,468
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	-	1,359	496	208
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	-	672	1,093	2,101
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	-	-	13,652	14,351	15,518
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	- (-)	- (-)	309 (178)	302 (176)	307 (137)

- (注) 1. 第33期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 - 2.第33期より連結財務諸表を作成しているため、第33期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
 - 3.第34期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第33期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
 - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 5.従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月		令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月
売上高	(百万円)	33,570	33,728	33,684	35,172	36,746
経常利益	(百万円)	2,828	3,283	3,474	3,421	3,700
当期純利益	(百万円)	1,824	2,122	2,384	2,343	2,410
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	1	1	-	-	-
資本金	(百万円)	3,826	3,826	4,158	4,158	4,158
発行済株式総数	(株)	21,611,300	21,611,300	21,855,200	21,855,200	21,855,200
純資産額	(百万円)	12,758	14,267	16,241	17,969	19,719
総資産額	(百万円)	18,575	19,956	21,738	22,534	25,746
1 株当たり純資産額	(円)	590.37	662.97	750.19	828.84	909.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	17.50 (-)	30.00 (-)	32.50 (-)	33.00 (-)	33.00 (-)
1 株当たり当期純利益	(円)	113.99	98.50	110.54	109.26	112.10
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	113.96	97.87	109.49	108.47	111.55
自己資本比率	(%)	68.7	71.2	73.9	79.0	76.0
自己資本利益率	(%)	21.6	15.7	15.8	13.8	12.9
株価収益率	(倍)	13.6	27.3	17.1	13.7	13.6
配当性向	(%)	15.4	30.5	29.4	30.2	29.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,992	2,920	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	943	367	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,567	851	1	1	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	10,576	12,271	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	354 (279)	330 (198)	305 (178)	297 (176)	301 (136)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	(%) (%)	- (-)	176.6 (104.9)	127.1 (133.7)	104.3 (124.2)	108.1 (161.2)
最高株価	(円)	1,908	2,962	3,360	1,870	1,658
最低株価	(円)	1,516	761	1,760	1,043	1,271

- (注) 1 . 持分法を適用した場合の投資利益については、第31期及び第32期は非連結子会社及び関連会社が存在しない ため、記載しておりません。
 - 2.従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3.第33期の発行済株式数の増加は、令和2年12月23日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)によるものであります。
 - 4. 第31期の株主総利回り及び比較指標については、令和元年6月27日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。

EDINET提出書類 新日本製薬株式会社(E34965)

有価証券報告書

- 5.最高株価及び最低株価は、令和元年6月27日以降は東京証券取引所マザーズ、令和2年12月15日から令和4年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 6.第33期より連結財務諸表を作成しているため、第33期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 7.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
平成4年3月	福岡県大野城市東大利に生活用品の企画・販売会社として株式会社新日本リビング(現 当社)を 設立(資本金10,000千円)
平成6年7月	健康食品の通信販売を開始
平成8年6月	福岡県大野城市乙金東に本店を移転
平成12年12月	基礎化粧品の通信販売を開始
平成14年4月	株式会社新日本リビングが新日本製薬株式会社に商号変更
平成15年3月	物流センターを福岡県福岡市博多区吉塚に開設
平成15年4月	福岡県福岡市博多区吉塚に本店を移転
平成17年 5 月	化粧品ブランド「RAffINE(ラフィネ)シリーズ」を発売
平成18年 5 月	福岡県福岡市中央区赤坂に本店を移転
平成18年5月	ラフィネ パーフェクトワンを発売
平成18年10月	薬用植物の栽培研究拠点である「岩国本郷研究所」を開設
平成18年11月	医薬品の通信販売を開始
平成22年3月	直営店舗1号店を福岡パルコに出店
平成22年7月	東京都千代田区内幸町に東京営業所開設(現 東京オフィス)
平成24年4月	「RAffINE(ラフィネ)シリーズ」の卸売販売を開始
平成25年10月	福岡県福岡市中央区大手門に本店を移転
平成26年4月	化粧品ブランド名を「PERFECT ONE(パーフェクトワン)」へ変更
平成28年4月	当社が株式会社新日本ホールディングス(注)を吸収合併
平成28年12月	海外(台湾市場)で通信販売を開始
平成30年9月	中国市場で越境ECを開始
令和元年6月	東京証券取引所マザーズに上場
令和 2 年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
令和3年6月	株式会社フラット・クラフトの株式を取得し連結子会社化
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
令和5年7月	米国にPERFECT ONE US Co.,Ltd.を設立

⁽注)株式会社新日本ホールディングスは平成26年4月に設立された会社であり、同年同月に当社、株式会社新日本医薬、株式会社新日本ロジテック及び他2社を子会社化しました。その後、当社が吸収合併しました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社2社(株式会社フラット・クラフト、PERFECT ONE US Co.,Ltd.)で構成されており、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスの実現に向け、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループにおける販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

(1) 販売チャネル

通信販売

化粧品及びヘルスケア商品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的にお届けするサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品及びヘルスケア商品は、お電話だけでなく、時間や場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

直営店舗販売・卸売販売

化粧品及びヘルスケア商品をドラッグストアやGMS()、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。

General Merchandise Store(総合スーパー)

海外販売

海外では、中国や台湾、香港などの東アジアとタイ、シンガポール、ベトナム等のASEANにてECを中心に販売しております。パートナー企業と協働しながら、各国のトレンドに合わせてSNSやインフルエンサーを活用したマーケティングや販売活動を行っております。令和5年7月には米国に海外子会社を設立し、本格稼働に向け準備を進めております。

(2) 取扱商品

当社グループが取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

化粧品

PERFECT ONE(パーフェクトワン)

多様化する女性の生き方に寄り添うスキンケアブランドとして、平成18年に誕生したPERFECT ONEは、ブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、多機能な商品を展開しております。オールインワン洗顔による「落とす」、オールインワン美容液ジェルによる「満たす」、オールインワンファンデーションやUVパウダーによる「魅せる」という3つのステップで完結するシンプルスキンケアを提案しております。

中でも、主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大 7 役を 1 品で果たすシンプルスキンケア商品として、機能や使用感の異なる 5 タイプをラインナップし、販売しております。

PERFECT ONE FOCUS(パーフェクトワンフォーカス)

PERFECT ONE FOCUSは、20代~30代の毛穴悩みにフォーカスしたスキンケアブランドです。一人ひとり異なる 肌質や体質を研究し、植物のチカラで美しさを引き出します。

毛穴の黒ずみをスッキリ落としながらも高保湿を叶える「モイスチャーライン」と敏感肌の毛穴悩みにフォーカスした「センシティブライン」を展開しており、両ラインとも、化粧水・乳液・クリーム等の6役を1品で果たすオールインワン美容液ジェルと、メイク落とし・洗顔・毛穴ケア・角質ケア・保湿・マッサージの6役を1品で果たすクレンジングバームを販売しています。その他にも、毛穴悩みにフォーカスした商品として、7種のビタミンを配合したふき取り化粧液等を数量限定で販売しております。

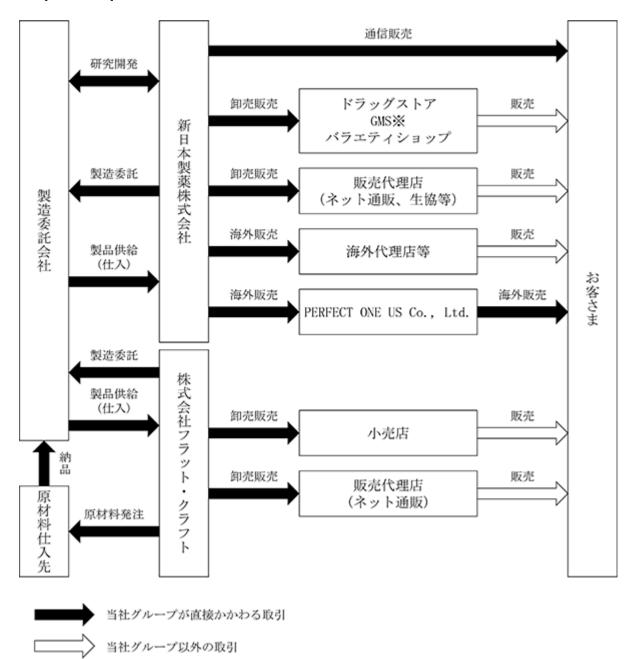
ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするため、サプリメントや青汁等の健康食品、医薬品、MCTオイル等のヘルスケア商品を展開しております。

健康食品では、体脂肪や血中中性脂肪、高めの血圧が気になる方のためにエラグ酸とGABAを含んだ機能性表示食品「Wの健康青汁」や、健康維持を望む大人世代向けにタンパク質を手軽に補給できるプロテイン「カラダささえるタンパク」、膝の動きの改善をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」等の商品をシニア世代中心に販売しております。医薬品では、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

また、グループ会社の株式会社フラット・クラフトでは、中鎖脂肪酸のみで構成され健康効果の期待が高い食用油「MCTオイル」等、健康志向が高いお客さまへ向けたヘルスケア商品を販売しております。

[事業系統図]



General Merchandise Store(総合スーパー)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社フラット・ クラフト	福岡県福岡市中央区	150	直営店舗販売・ 卸売販売 通信販売	100.0	商品の仕入 管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任 2名
PERFECT ONE US Co.,Ltd.	米国デラウェア州	2,140 千米ドル	 海外販売 	100.0	役員の兼任 1名

- (注) 1.主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 - 2.特定子会社には該当いたしません。
 - 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
 - 4. 債務超過の状況にある会社ではありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和5年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
通信販売	203 (123)
直営店舗販売・卸売販売	14 (5)
海外販売	7 (-)
その他	83 (9)
合計	307 (137)

- (注) 1.従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - 2.従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含んでおります。
 - 4. その他は、主に管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

令和5年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
301 (136)	38.5	8.0	5,000

セグメントの名称	従業員数(名)
通信販売	197 (122)
直営店舗販売・卸売販売	14 (5)
海外販売	7 (-)
その他	83 (9)
合計	301 (136)

- (注) 1.従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含んでおります。
 - 4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には、受入出向者を含んでおりません。
 - 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 6. その他は、主に管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					
管理職に占める 女性労働者の割合	男性労働者の 育児休業取得率	労働者	 補足説明		
文性方側名の割合 (%) (注) 1	自允休集取侍举 (%) (注) 2	全労働者	正規雇用 労働者 (注) 3	パート・ 有期労働者 (注)4	
14.7	57.1	56.9	68.8	81.2	(注) 5

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 - 3. 正規雇用労働者は、当社から他社への出向者を除いております。
 - 4.パート・有期労働者は、無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員及びパートタイマー社員を含んでおります。
 - 5.当社の人事制度においては役割に基づく等級制度と賃金制度を導入しており、同一労働における男女差は設けておりません。また採用、昇給、昇格、教育の機会においても男女差は設けておりません。全労働者における男女の賃金の差異は、男性労働者における正規雇用労働者の割合が高い一方、女性労働者における正規雇用労働者の割合が低いことによるものであります。正規雇用労働者においては、各等級における男女の人数分布に差があるため、賃金差が生じております。今後は当社策定の一般事業主行動計画に基づき、女性のキャリア支援を推進し、賃金差異の解消及び女性管理職比率向上に取り組んでまいります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』をパーパス(PURPOSE)に掲げ、その実現に向けて全社を挙げて取り組んでおります。パーパスは、当社の究極の目的、社会における存在意義を示したものであり、経営の根幹であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、パーパス(PURPOSE)、経営理念(MISSION)、バリュー(VALUE)、行動指針(CREDO)で構成するフィロソフィーを経営の柱として事業活動を行っております。

パーパス(PURPOSE)

美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。

経営理念(MISSION)

お客さまには最高の満足と信頼を 社員には幸せと未来への夢を 私たちは社会に貢献する企業として 限りなく幅広い発展をめざします

バリュー(VALUE)

感動創造 creating inspiration

行動指針(CREDO)

私たちは、

挨拶 笑顔 利他の心を大切にします 傾聴 共感 感謝の姿勢を徹底します 挑戦 変化 成長の志向で行動します

(2) 経営環境及び経営戦略、対処すべき課題

わが国経済は、雇用や所得環境の改善に加え、各種経済支援策により景気は緩やかな回復基調が続くと期待されますが、世界的な資源価格の上昇や原材料価格の高騰、為替変動による物価上昇等もあり、先行き不透明な状況が続くと予想されます。このような市場環境のもと、当社グループが事業を展開する化粧品及びヘルスケア市場において、消費者のニーズや価値観、ライフスタイル等の変化を捉え、それらに対応しながら事業を展開していくことが重要であると考えております。

このような中、当社グループは、パーパスの実現に向けた成長戦略として掲げる中期経営計画「VISION2025」において、「連結売上高500億円」という経営目標達成のため「パーフェクトワンを世界のブランドへ」「ヘルスケア事業を次の柱に」というテーマのもと、以下の重点課題への取り組みを推進し、持続的な成長を実現してまいります。

デジタルマーケティングを中心としたデータベースマーケティングの強化

当社グループは、マスメディア(テレビインフォマーシャル、新聞広告、折り込みチラシ等)とコールセンターによるヒューマンコミュニケーションを組み合わせたデータベースマーケティングを強みに、シニア世代(60代以上)のお客さまを継続的に獲得し続けることで成長してまいりました。今後、さらなる成長を実現するためには、ミドル世代(40代~50代)及びミレニアル世代(20代~30代)の顧客開発が重要であり、ECチャネルの強化が課題と認識しております。Web広告をはじめ、SNSやインフルエンサーを活用したデジタルマーケティングの取り組みを強化することに加え、ECチャネルとオフラインチャネル(ドラッグストア等)を融合させた新たな販売モデルの確立等に取り組み、強みであるデータベースマーケティングをさらに進化させてまいります。

海外展開の加速

当社グループは中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、ベトナムで事業を展開しております。今後、パーフェクトワンを世界のブランドへと成長させるためには、各国及び地域の成長機会とカントリーリスクを考慮した上で、これまでの中国と台湾を中心としたアジア・ASEAN戦略からグローバル戦略にシフトする必要があると認識しております。特に、世界最大の化粧品市場である米国市場への展開が重要な課題であると認識しており、令和5年7月には米国に子会社を設立しました。今後、アジア・ASEANエリアへの一定の投資を継続しながら、令和6年9月期より米国市場への展開をスタートさせてまいります。

ヘルスケア事業の開発と育成

当社グループは、シニア世代やミドル世代のお客さまを中心に健康食品や医薬品を通信販売で提供するヘルスケア事業及び健康志向の高いお客さまに向けてMCTオイルやアマニ油等のウェルネスフードを提供する事業を展開しております。今後、ヘルスケア事業を化粧品に次ぐ事業の柱へ成長させるためには、既存のヘルスケア事業の拡大に加え、新たなヘルスケア事業を開発・育成することが重要な課題であると認識しており、具体的には高い機能性を持つ新商品を継続的に投入することに加え、通信販売の販売力を生かしたヒット商品の育成、化粧品購入顧客に対するクロスセルの強化による顧客開発の推進等の取り組みを強化してまいります。

新商品、新サービスの開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するため、お客さまの日常に寄り添いながら、多様化するニーズを把握し、世代やライフステージごとに必要とされる新たな商品やサービスをスピーディーに開発・投入し続けることが重要な課題であると認識しております。今後、新商品及び新サービスの開発をさらに加速させるため、商品開発体制を強化し、美と健康の領域において、高い機能性で効果を実感いただける商品やサービスの新規開発に向けて取り組んでまいります。

コスト構造改革

当社グループは、中長期的な収益力の向上と持続的な企業成長を実現するためには、既存事業のコスト構造を 見直すと同時に、成長戦略への機動的な経営資源の配分を可能にする収益構造へ改革することが重要な課題と認 識しております。そのために、商品配送箱の小サイズ化や詰め替え用パウチタイプの発売等の取り組みによるフ ルフィルメントコストの低減、受電体制の最適化、業務生産性の向上によるコールセンターコストの低減など、 オペレーションコストの効率化施策をはじめとするコスト構造改革を推進すると同時に、経営管理システムの強 化に取り組んでまいります。

人財開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためには多様な人財の育成と確保が重要な課題であると認識しており、成長戦略をけん引する経営人財の育成、人財の最適配置による経営体制の強化、多様な人財の採用とその育成を進めております。そのために、後継者育成計画の審議やその一環としての幹部層選抜型研修の実施、人事評価制度や組織体制の見直し等に取り組むことで、従業員の士気を向上させ能力を最大限に発揮するための環境づくりに取り組んでまいります。

M&A実行体制の強化

当社グループは、多様に変化する美と健康のニーズにスピーディーに対応し持続的な企業成長を実現するためには、M&Aを活用し素早く新規事業を立ち上げるとともに、グループシナジーを発揮しながら事業規模を拡大させることが重要な課題であると認識しております。そのために、M&A実行体制の強化をはじめ、経営戦略に合致するM&A候補先企業の積極的な探索、M&A実行後のグループ経営管理体制の構築やグループ内人財交流によるノウハウ共有と能力開発などの取り組みを積極的に推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

サステナビリティに関する基本方針

当社グループは、令和4年7月に新日本製薬グループ サステナビリティ基本方針を策定しました。 当社グループは、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスのもと、持続可能 な社会の実現に向け、地球環境や社会を取り巻く課題の解決をめざしています。

新日本製薬グループ サステナビリティ基本方針

限りない未来を

当社グループは

『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』

というパーパスのもと

地球環境や社会を取り巻く課題の解決をめざし、ステークホルダーの皆さまとともに

持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループは、令和4年5月にサステナビリティ委員会を新設いたしました。サステナビリティ委員会は、 代表取締役社長CEOを委員長として、常勤取締役及び執行役員によって構成され、原則として年に2回開催、年に 2回取締役会に報告しております。

(2) 戦略 重要課題(マテリアリティ)

当社グループの経営方針・経営戦略に影響を与える可能性がある社会課題を抽出し、特に対処すべき課題として「重要課題(マテリアリティ)」を特定しております。特定したマテリアリティに対し目標を設定し達成をめざした取り組みを推進しています。

(3) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ委員会にてサステナビリティ関連のリスクと機会を識別、評価を行った上で、サステナビリティ委員会での審議・承認、経営会議、取締役会への報告により、各重要課題(マテリアリティ)及び目標に対する進捗管理を行っております。

(4) 指標及び目標

サステナビリティ上の重要課題(マテリアリティ)及び目標

マテリアリティ	項目	目標	関連するSDGs
環境問題への対応	適正な在庫回転率の維持	25	6 BERRADES 7 ENERGHANDS
	エコフレンドリーな緩衝材 の使用率	2030年度までに100%	12 3344 13 34456. (X)
	化粧箱・配送箱での認証紙 使用率	2030年度までに100%	14 ******* 15 ******* *******************
	資源使用量の把握 具体的な目標設定のため、実態 把握	2023年度までに完了	17 GREGISTS
顧客満足向上のための商品・サービ ス提供	顧客満足向上のための独自 評価項目の整理と目標の設 定	2023年度までに完了	2 **** 3 ******************************
責任あるサプライチェーンマネジメ ント	サステナビリティを考慮した調達方針の策定	2023年度までに完了	5 #8L45 10 ANBARUS
	調達方針に基づいたサプラ	2024年度	12 30445 17 distributes
女性活躍の推進	女性管理職()比率 課長以上	2030年度までに30%以上	
	育児・介護と仕事の両立が できる制度構築 現行制度の見直しと新たな制度 の構築	2024年度までに完了	
	社内の乳がん検診受診率	100%	
	福岡県の乳がん検診受診率の向上	2026年度までに55%以上 () 厚生労働省「国民生活基礎 調査」2026年公表見込みを	
		参照予定	
コンプライアンス・リスクマネジメ ントの取り組み強化	重大なコンプライアンス違 反件数		16 **RESES 17 A-15-5477 161-861.41
	コンプライアンス・リスク マネジメントに関する研修 受講率	100%	X 88
個人情報の保護	情報セキュリティに関する 重大事故件数	0件	
	重大な個人情報漏洩件数	0件	
	情報セキュリティや個人情 報保護に関する研修受講率	100%	

重点課題(マテリアリティ)、目標の設定プロセス

様々な社会課題のうち、当社グループの事業活動と関連性が高いと思われる社会課題を全社で議論の上抽出 し、重点課題、目標を設定いたしました。

STEP 1 社会課題の抽出

当社グループの方針や国際的な枠組み・原則()、社会情勢等を参考とし、検討すべき39項目の社会課題を抽出いたしました。

STEP 2 社会課題の優先順位付け

抽出された社会課題について、ステークホルダーにとっての重要度と当社グループ事業にとっての重要度の2つの視点で評価を行い、社内の各部署を交え優先順位付けを実施いたしました。

STEP3 マテリアリティ案の策定

選定された社会課題を、その内容や特性から6つに整理し、マテリアリティ案を策定いたしました。

STEP 4 妥当性の検証

マテリアリティ案及び策定までのプロセスについて、経営層との意見交換を行い、妥当性を検証いたしました。

STEP 5 マテリアリティの特定

経営の承認を受け、マテリアリティを決定いたしました。

STEP 6 マテリアリティの目標の策定

関連部署や各会議体より出された目標案をサステナビリティ委員会で審議の上決定し、取締役会へ報告しました。

GRI、SASB、ISO26000、SDGs等

(5) 気候変動への取り組み

持続可能な社会の実現に、気候変動の問題解決は重要と考え、当社は中長期的視点で予測されるリスクと機会を踏まえ、緩和と適応の両方から気候変動に取り組んでまいります。

ガバナンス

気候変動に起因するリスク・機会は、サステナビリティ委員会で審議されます。サステナビリティ委員会では、委員長である代表取締役社長CEOをはじめ常勤取締役、執行役員が参加し、気候変動に起因したリスク・機会の特定及び顕在化した際の影響分析、その対応策の検討を実施します。その結果は取締役会に報告されます。気候変動を含む事業等に重要な影響を与える可能性のあるリスクについては、サステナビリティ委員会及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において検討・審議が行われ、取締役会へ報告されます。

戦略(シナリオ分析)

当社では、将来における気温上昇のシナリオとして、2 以下・4 の2種類の温度帯を想定し、令和12年 (2030年)及び令和32年(2050年)におけるシナリオ分析を実施しています。国際エネルギー機関(IEA)や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のシナリオなどを参照し、重要度の評価及び財務影響の分析を実施しています。

気候変動におけるリスクと機会

リスク

					当社への	D影響度	
リスク タイプ	ジャンル	リスク要因	リスク詳細	2 以下	シナリオ	4 シ	ナリオ
				2030年	2050年	2030年	2050年
	政策及び	GHG排出量	サプライチェーンの脱 炭素化の加速	大	大	小	小
移行	規制	の規制強化	炭素税の導入	小	小	小	小
1391 J	市場	消費者行動 の変化	低炭素・環境に対応し ていない商品・サービ スの淘汰	大	大	小	小
	評判	ステークホ ルダーの懸 念増大	企業イメージの悪化、 株価下落、投資対象か らの除外	小	小	小	小
	急性	大雨・洪水 などの異常 気象の増加	サプライチェーンの製 造機能停止や寸断	小	中	中	大
物理			自然由来原料の収穫・ 捕獲	小	小	小	大
	平均気温上 昇、長期的 な熱波	気象パターンの変化 取水制限による化粧品 製造への影響	小	小	中	中	
		品質維持	小	中	中	大	

機会

			当社への影響度				
機会タイプ	機会要因	2 以下	シナリオ	4 シナリオ			
		2030年	2050年	2030年	2050年		
資源の効率	効率的な生産・流通プロセス	中	中	中	中		
	低炭素商品・サービスの開発、拡大	中	大	小	小		
製品及びサービス	消費者の好みの変化	中	大	中	大		
評判	ステークホルダーの評価変化	小	中	小	小		

(6) 人的資本

当社は、人財を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことが、中長期的な企業価値の向上には不可欠であると考えております。この度、パーパスを最上位とした新たなフィロソフィーの体系化を踏まえて、理想の人財像と各種方針(人財育成方針、社内環境整備方針)の改定と制定を行いました。

今後は、制定した方針に沿って人財への積極的な投資を行い、社会に必要とされ続ける会社をめざしてまいります。

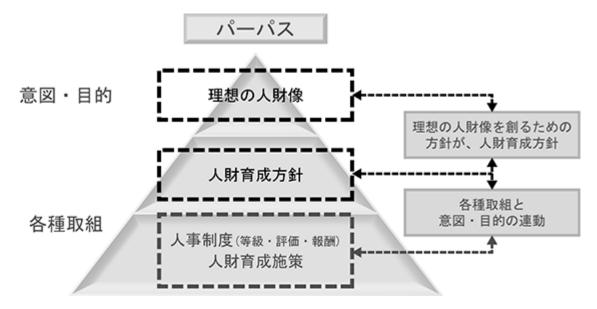
人財育成に関する方針

人財育成方針制定の背景

人財育成方針の制定にあたり、まずは「理想の人財像」の改定を行いました。理想の人財像は、当社のこれまでの歴史・沿革を振り返りながら、当社のめざすべき未来像を見据えたうえで、抽出した重要なキーワードを反映したものです。

人財育成方針は、この理想の人財像を具体化するための育成方針を定めたものです。

今後は、理想の人財像と人財育成方針に沿った人事施策を実行してまいります。



理想の人財像

当社は、パーパスを実現するため、新日本製薬の社員として理念を体現し、行動指針を実践する力を備えた人物を理想とします。

当社社員として、その立場に相応しい業務姿勢、倫理観、人間力を有する。

当社を取り巻くすべての人々に愛情をもって接し、何事においても当たり前と思わず、社内外で常に感謝の心もって行動する姿勢を有する。

社会情勢や事業状態の変化を前向きに捉え、自らを成長させる機会とし、イノベーションの創出へ繋げる力を有する。

様々な課題に対し挑戦・変化・成長の志向で向き合い、それまでの経験値を最大限に活用しながら高いパフォーマンスの中で成果を生み出す力を有する。

当社の永続的な発展、また自身の成長のため、パーパスの実現を常に念頭におき、それを周囲にも波及することで、後進の育成にも寄与する力を有する。

人財育成方針

パーパスに掲げる『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』の実現には、すべての社員が 夢と志を持ち、日々の挑戦の中から生まれる成長が不可欠であると考えます。

当社の経営理念や経営方針を実現するとともに、社会課題を解決する次世代のリーダーを育成します。 複雑に変化し続ける環境の中でも、自身の価値を見失うことなく、挑戦し続ける人財を育成します。 不確実性の高い時代において、新たな価値を生み出し続けるため、年齢・性別・国籍・専門性・経験 等、個性を尊重し、多様な人財を育成します。

すべての物事を当たり前と捉えず、感謝の気持ちで夢と志の実現に邁進する人財を育成します。

人財育成に関する具体的取り組み

当社では、経営戦略を実現するための人財づくりとして、OJT、OFF-JT及び自己研鑽の3つに分類し、各種人財育成施策を企画・実行しております。

OJT(On the Job Training)

a ジョブローテーション

当社は、マーケティング、新素材や新商品の開発、販売から出荷まで様々な機能を社内に有しており、各機能を実行するための組織が存在しております。この当社特有の組織を活かしたジョブローテーションを実施することで、複数の分野にわたる知見を有する社員が育成され、事業の変化に対応した組織構築のための人財確保が可能となり、企業の持続的な成長を支えることができると考えております。

b キャリア申告

社員の成長には主体性や積極性等の要素が重要であると考え、当社では毎年、自身のキャリアを申告する仕組みを導入しております。キャリア申告をする過程で社員各人がこれまでの経験や知見を振り返り、将来のありたい自分を想像することで、改めて自身のキャリアに対する自覚をもつ機会が生まれます。他方で、社員の成長は企業の成長を支える要素でもあるため、キャリア申告は社員と企業の双方にとって継続して実施していくべき重要な施策であると考えております。

OFF-JT(Off the Job Training)

a 選抜型研修

経営戦略や事業目標の達成に向け、必要な経営人財を計画的に輩出することを目的に導入した研修制度です。全社員へ画一的に実施する研修とは異なり、社内の人財を選抜したうえで、様々な外部研修に派遣する等、育成にかける費用と時間を集中的に投じて、よりハイレベルな研修を受講させることにより、経営戦略や事業目標の達成に必要な人財の育成を実現します。

b デジタルリテラシー研修

デジタルリテラシーは、DX化が進められている現代において欠かせない重要なスキルの1つと考えております。そのため、当社としては社員が自主的にデジタルリテラシーを習得できる環境づくりが重要と考え、社内研修会の実施やIT系資格の取得推奨を行い、社員のデジタルリテラシー向上に努めております。

自己研鑽制度

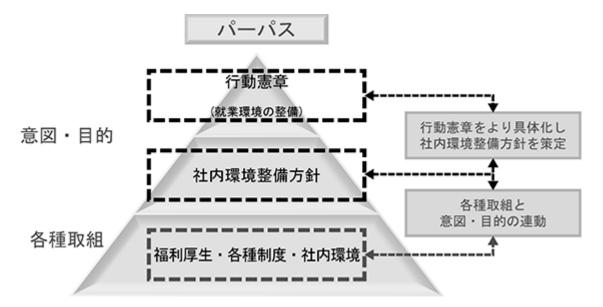
会社から提供される研修等の機会とは別に、社員自らスキルや知識を高めるために、当社指定の研修以外の時間を使って講座や独学を通じて主体的に学ぶ機会を支援する独自の制度として、自己研鑽制度を導入しております。本制度は、社員一人当たり年間50,000円を上限に、講座の受講料や試験費用等を会社が支援するものです。自己研鑽は、社員一人ひとりの知識の幅を広げるとともに、新たな経験を積むことで人生をより豊かにするものであり、経営理念に掲げる「社員には幸せと未来への夢を」の実現にも繋がると考えております。

社内環境整備に関する方針

社内環境整備方針策定の背景

社内環境整備方針は、経営目的の実現と企業価値向上という視点から、労働条件や職場環境等を含めた「働く人を取り巻く環境」という社内環境を整備するための基本方針です。

今後は、社内環境整備方針に基づき、各種取り組みを実行してまいります。



社内環境整備方針

私たちは、社員の人格、個性、人権や多様性を尊重し、快適で働きやすく、やりがいのある職場環境を実現します。

人権・多様性の尊重

国籍・人種・性別・年齢などの属性に加え、経験や感性、価値観、専門性等のあらゆる多様性を尊重 し、社員一人ひとりがその個性や能力を発揮し、活躍できる環境を創出します。

社員の安全・安心と心身の健康を推進

社員一人ひとりが安全かつ安心して業務を遂行できる環境を整備するとともに、活発なコミュニケーションにより組織力を高め、イノベーションを生み出す環境を創ります。また、世界中に美と健康の「新しい」を提供する企業として、社員の健康意識を高めるとともに、心身の健康の推進に取り組みます。

柔軟な働き方の実現

社員の柔軟な働き方を支援し、生産性の向上及び社員一人ひとりのワークライフバランスの向上をめざ します。

やりがいを感じられる風土の実現

社員一人ひとりの自主性とチャレンジ精神を大切にし、やりがいをもってイキイキと働くことを通じて、自己成長できる風土をつくり、パフォーマンスの最大化を図ります。

社内環境整備に関する取り組み

人権・多様性の尊重

a 多様な人財の活躍

当社は、国籍・人種・性別・年齢等に関わらず、多様な人財の獲得と活躍の実現をめざしております。その取り組みの一つとして、新卒採用だけでなく経験者採用を積極的に行っており、多様な価値観で新たなイノベーションを生み出す環境づくりに取り組んでいます。また、当社は誰もが活躍できる風土をつくるために、女性管理職率30%を令和12年度(2030年度)までの目標とし、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

社員の安全・安心と心身の健康を推進

a 心身の健康推進

当社は、パーパスである『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』の実現のために、社員一人ひとりが健康であり、幸せであることが重要だと認識しています。「企業は人財なり」という言葉を大切にしている当社は、社員と会社が一丸となって健康経営を実現することを宣言しております。また、社員の意見を積極的に施策に取り入れるため、月1回開催される「衛生委員会」で社員の意見を集約し、新たな取り組みに反映させる仕組みを整えております。

心の健康のための取り組みとしては、メンタルヘルスケアを目的とした社外相談窓口を設置しております。専門カウンセラーに直接相談することで、社員自身の悩みや不安の解消だけでなく、キャリア形成やキャリアアップを目的としたキャリアコンサルティングとしても活用できます。

身体の健康のための取り組みとしては、年齢に関わらず法律に定める項目数を上回る内容で定期健康診断を実施し、病気の早期発見・予防ができる体制を整えております。その中でも、女性社員について、女性特有の病気のリスクを減らし、活躍してほしいとの想いから、年齢を問わず、定期健康診断の際に会社負担で乳がん検診を受診することが可能な体制を整えております。社内の乳がん検診受診率については、毎年100%の受診率を目標としております。

b カフェテリアの充実

当社は、美と健康の「新しい」を提供する企業として、まずは社員が健康であってほしいという想いから本社最上階に社員食堂を設けております。社員食堂では、管理栄養士の監修のもと日替わりランチを「スマートランチ」として提供している他、数種類の日替りメニューをリーズナブルに提供しております。「スマートランチ」は成人女性の1日に必要なエネルギー摂取量の1/3で設計されております。

c 各種休暇制度

当社は、行動指針の1つに「利他の心を大切にする」との指針を掲げております。そこで、社員一人ひとりが「地域社会に貢献できる企業風土」をつくり、利他の心を行動に移す想いを尊重するために、ボランティアや地域活性化に向けた活動に参加する場合に、当社独自の制度として「社会貢献休暇」(有給休暇)を年間で1日付与しています。また、社員の誕生月にはより心身ともにリフレッシュする時間を過ごしてほしいという想いから、誕生日休暇(有給休暇)を1日付与しています。

柔軟な働き方の実現

a 短時間勤務制度の充実

当社では、子育て中の社員も多く活躍しております。そのため、仕事をしながら安心して子育てができるよう、短時間勤務制度を法律で定める基準よりも拡充し、子どもが小学校3年生の年度末まで利用できるようにすることで、ワークライフバランスの向上を図っております。

やりがいを感じられる風土の実現

a パーパスの実現

当社は令和5年1月、30周年の節目に新たにパーパスを制定しました。制定にあたり、社員一人ひとりが自社のパーパスへの理解を深めるため、「パーパス浸透プロジェクト」を実施しております。会社の存在意義や使命、価値観を自分ごととして考えることで、社員がやりがいをもって日々の業務に取り組める風土づくりを進めてまいります。

b 挑戦を後押しする褒賞制度

当社は、行動指針の1つに「挑戦・変化・成長の志向を大切にする」との指針を掲げております。社員がより行動指針を実践するために、各種褒賞制度を通じて主体的且つ積極的に挑戦することを奨励しております。過去に前例のない高い成果を出したことに対する「スーパーチャレンジ賞」、革新的な取り組みを実現したことに対しては「イノベーションアワード」等、様々な視点から挑戦を奨励する風土づくりを行っております。

c エンゲージメント調査の実施

当社は、やりがいをもってイキイキと働くことができる環境をつくるために令和2年度より年1回の 頻度で全社員を対象にエンゲージメント調査を実施しております。調査結果をもとに、自組織の強みや 解決すべき課題について職場で議論し、部署横断でアイデアを出しながらパフォーマンスの最大化をめ ざすべく、改善に取り組んでおります。

d 職場代表委員会の活用

当社は、「職場代表委員会」を活用し、社員が安心とやりがいをもって働ける職場をつくるため、会社の取り組みに対し主体的に関わり意見交換し、施策に反映できる環境を整えております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの財政状態及び経営成績 等に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあ る事項と考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に係るリスク

消費者ニーズの変化

新規プランド及び商品の開発、育成並びにマーケティング活動の消費者ニーズへの適合状況は、当社グループの売上及び利益に大きな影響を及ぼします。当社グループでは、消費者ニーズに応えるため、コールセンターに寄せられる顧客の声を広く収集する等して、新商品の開発や消費者ニーズの変化に合わせた商品の改良を継続的に行っております。しかしながら、商品の開発はその性質上、様々な要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の激化

当社グループが属する化粧品市場においては、国内外問わず多くの競合企業が存在しております。また、商品の製造を請負うOEM企業等の活用により製造設備を持たずに事業展開が可能であることから、参入障壁が低く、新規事業者の継続的な参入も見られます。このような競争環境の下、当社グループは、消費者ニーズを踏まえた商品開発や広告宣伝等のマーケティングを積極的に行うことにより認知度の向上及びブランド価値の向上に努めております。また、顧客データベースやデータベースマーケティングのノウハウを活用し、お客さまとの関係性構築にも取り組んでおります。

しかしながら、既存の競合他社との競争激化や、高い知名度・ブランド力をもつ企業等の参入及び類似商品の 販売等により、当社グループの顧客流出やそれに対処するためのマーケティングコスト等が増加した場合には、 当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定のブランド及び商品への依存

当社グループのパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、売上高の大半を占める主力商品であります。当社グループは、リブランディング等により「PERFECT ONE」のブランド力や品質等の維持・向上に努めるとともに、同商品以外の取扱商品を増やし、特定の商品に対する依存度の低減を図っております。しかしながら、当該商品の品質不良等によりブランド価値が毀損されるなどして販売量が大きく低下した場合、また、同商品に次ぐ新たな商品の開発において、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

商品の製造委託について

当社グループは、既存商品の製造を外部委託しており、当社と製造委託先との間で役割分担と責任を定めた書面を締結しております。

製造委託先における品質管理においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律における製造販売業許可を取得し、品質管理基準(GQP)手順を定め運用すると共に、適正な製造管理及び品質管理の確保のため、製造委託先に対する定期的な実地監査を行い、衛生管理、製造体制、製造記録のチェックを行うことにより、商品品質の維持、改善に努めております。

また、当社グループは委託先に対する計画的な発注や、委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めております。

当社グループはこのように製造委託先、製造再委託先の管理に万全を期すことによりリスクの低減を図っておりますが、商品の製造委託先もしくは製造再委託先との急な契約の解消や、天災等による生産設備への被害等、不測の事態が生じた場合には商品の円滑な供給に支障をきたすことが考えられ、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の製造委託先との取引について

当社グループは、主力商品のオールインワン美容液ジェルを含む化粧品の大部分において、製造を日本コルマー株式会社及び御木本製薬株式会社に委託しております。当社グループは両社に対して厳正な製造管理及び品質管理を徹底することに加え、製造を分散することにより、リスクを軽減するよう努めております。しかしながら、急な契約解消や天災等による生産設備への被害等不測の事態が生じた際には、当社グループの商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

商品に使用する商標権及び特許権につきましては、事前の調査により類似のものがないことを確認して出願しております。しかしながら、この出願の調査や当社グループにおける出願決定に期間を要した場合、他社が当社グループに先駆けて商標登録、特許登録をする可能性があり、その場合には、商品を該当の商標にて販売できなくなるといった事態が生じる可能性があります。

法的規制等

a 特定商取引に関する法律

本法は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。)の公正化を図ることで、消費者の保護を目的とするものであり、クーリング・オフ等の規制を定めております。当社グループは商品を販売するに当たり、通信販売を主要な販売経路としており、本法による規制を受けるものであります。

当社グループは、考査課において、本法及び施行令に基づき厳正にチェックを行っておりますが、何らかの原因により本法に違反する事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

b 不当景品類及び不当表示防止法

本法は、消費者の利益を保護するため、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽ったり、消費者に誤認されたりする表示を行うことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額、総額を制限するものであります。

当社グループは、販売促進活動の一環として広告による宣伝を積極的に行っております。また営業戦略の一環として、お客さまに対し、本法の景品類に該当する販促品、商品等を提供しており、本法の規制を受けるものであります。

当社グループは、考査課において、日本化粧品公正取引協議会が作成した公正競争規約に基づき厳正に チェックを行っておりますが、何らかの原因により本法に違反する行為が発生した場合には、当社グループの 財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

c 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

化粧品、医薬部外品及び医薬品を国内にて製造販売するためには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に基づく、製造販売の許可を取得する必要があります。当社グループは、当該許可が求める基準を遵守するために三役責任者の設置、品質管理基準(GQP)、製造販売後安全管理基準(GVP)を満たした活動を行うとともに、法令の定めに基づき5年毎の更新、その他必要な手続きを行っております。

しかしながら、「薬機法第12条の2」等に抵触し、業務の一部もしくは全部の停止が命ぜられた場合、又は、製造販売に係る許可が取り消された場合、もしくは、将来において更に規制が強化され、その対応が困難となる場合には、事業における許可の取消等の事業制約要因となる可能性があります。これらの可能性が顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

[主要な許可の取得状況(令和5年9月30日現在)]

許可名称	監督官庁	取得年月日	有効期限
第二種医薬品製造販売業許可	福岡県知事	令和3年9月1日	令和8年8月31日
医薬部外品製造販売業許可	福岡県知事	令和3年9月1日	令和8年8月31日
化粧品製造販売業許可	福岡県知事	令和3年9月1日	令和8年8月31日
店舗販売業許可	福岡市中央保健所	令和4年7月1日	令和10年6月30日
店舗販売業許可	福岡市博多保健所	令和3年4月1日	令和9年3月31日
医薬品販売業許可	福岡県知事	令和 5 年10月 1 日	令和11年9月30日

なお、上記の許可について、令和5年9月30日現在において、事業の停止、許可取り消し及び事業廃止事由 に該当する事実はありません。

d その他

当社グループは、国内外で様々な商品を取り扱っているため、関連する法令・規制は上記以外にも多岐にわたります。具体的には、会社法、税法、知的財産法、下請法、食品表示法、健康増進法、食品衛生法、個人情報保護法、さらには海外事業に係る当該国の各種法令・規制等となります。当社グループでは法令遵守は極めて重要な企業の責務と認識しており、規程の制定、コンプライアンス委員会の開催、研修の実施等の対策を行い、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、個人的な不正行為等を含めコンプライアンスに関するリスク並びに社会的な信用やブランド価値が毀損されるリスクを回避できずに、当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報の管理

当社グループの主力の販売形態は通信販売であるため、多数の個人情報を取り扱っております。これらの当社グループが知り得た顧客情報等については、コールセンター、ホームページサービス利用の顧客の個人情報を格納する各サーバーに厳格なアクセス制限を設けることにより、関係者以外はアクセスできないよう対策をしております。また、アクセス可能な関係者においても、外部に情報を持ち出すことができないよう多重のセキュリティ対策を実施しております。さらに、個人情報保護法の改正に対応して、社内規程の整備、社員教育の徹底等を行なうとともに、「プライバシーマーク(JISQ15001)」の認証取得や外部コンサルタントによる情報セキュリティに係るアドバイスをもとに社内にて監査を実施しております。しかしながら、何らかの原因により、これらの情報が外部に流出した場合には、当社グループに対する損害賠償請求の提起、信用失墜等が生じることにより、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

在庫の滞留又は欠品

当社グループは、在庫の保有状況をモニタリングしながら発注数量の調整を毎月実施し、滞留が予測される商品について販売施策を追加で立案することにより在庫リスクの最小化を図っております。しかしながら、需要動向を見誤ったことによる欠品、または滞留在庫が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

原材料価格の高騰

当社グループの商品の製造に不可欠な原材料等は、製造委託先が統括管理のもと調達しております。製造委託 先は、調達先を分散するとともに、調達先と良好な関係を保ち、常に適正な価格で必要量を調達できるように努 めております。しかしながら、原材料価格の動向や為替相場の変動により、当社グループの商品の主要原材料の 価格が高騰した場合には、当社グループの製造委託先からの商品仕入価格も上昇する可能性があり、当社グルー プの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

配送コストの高騰

当社グループは、商品販売に際し運送会社に商品配送業務を委託しており、一定金額以上購入のお客さまに無料配送サービスを提供しております。現在は複数の配送会社の使い分け等により委託価格の安定を図っておりますが、今後配送コストが高騰した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

人財確保と人件費の高騰

当社グループは、継続的な事業の発展のため、全国各地において様々な媒体、手法を活用し、新卒採用及び中途採用を積極的に行うことにより人財の確保に努めております。しかしながら、国内における少子高齢化による労働人口の減少や産業構造の変化を背景に、必要な人財を継続的に確保するための競争は厳しくなっており、人財確保のための採用費及び人件費が高騰しております。今後の競争激化により、必要な人財の確保が計画通りに進まない場合、あるいは、人件費が高騰し続けた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

通信販売におけるリスク

当社グループの主要な販売形態は通信販売であり、通信販売の売上は、コールセンターへの入電による受注がその大半を占めております。この販売方法から取引件数は膨大なものであるため、受注以降の業務プロセスの多くをシステム化し、業務の効率化を図っております。しかしながら、システム障害等により一連の業務プロセスが寸断された場合、もしくは著しく業務効率が低下した場合には、受注や出荷、会計処理等が滞る可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外販売におけるリスク

当社グループは、中国や台湾、香港、タイ、シンガポール、ベトナム、米国等において、海外代理店を通じて商品を販売しております。海外での事業活動において、予期し得ない経済的・政治的・社会的な突発事態の発生、テロ・戦争・内乱の勃発、伝染病の流行等による社会的・経済的混乱、自然災害等が、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

消費者とのトラブル及び風評

当社グループでは、商品の効果・効能に係るエビデンスを取得し、効果を実感いただける商品をお客さまに提供することに注力をしております。しかしながら、お客さまが期待する効果・効能が体感できなかった場合や健康被害等が発生した場合に、消費者とのトラブルが生じる可能性があります。このようなトラブルがマスコミ報道やインターネット上の書き込み等により流布され、これにより当社グループの商品イメージが低下する等の事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また当社グループの商品に直接関係がない場合であっても、他社の模倣品等によるトラブルや風評等により当社グループの商品イメージが低下する等の事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

天災や突発的事象

当社グループのコールセンター、物流センター、事務所等、事業活動に必要な機能については、当社グループだけでなく外部パートナーと協業することにより、拠点を分散して事業継続性を高めております。しかしながら、拠点を分散しているものの、いずれかの拠点が所在する地域において、地震等の天災あるいは火災や爆発事故等が発生した場合には、お客さまとのコミュニケーションや商品の販売等の機能に支障が出る恐れがあり、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

感染症

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の新興感染症の世界的な蔓延により、当社グループの事業活動に 支障をきたす可能性があります。具体的には、サプライチェーンの維持やコールセンターの運営、物流センター の運営、海外への輸出入等に影響があった場合に、商品や資材の安定調達や、お客さまからの受注・お客さまへ の納品が滞る可能性があります。以上のリスクを踏まえ、当社グループは事業継続の対応として、社員の感染予 防・感染拡大防止の観点から在宅ワーク制度や時差出勤制度の継続実施、職場の衛生管理の徹底等、必要な措置 を実施しております。またコールセンターの運営やサプライチェーンの維持・継続のために、外部のパートナー 企業とも適切に連携をとって対応しております。しかしながら、全ての被害や影響を回避できるとは限らず、か かる事象の発生時には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

気候変動対応に関する評判リスク

当社グループは、気候変動への対応を重要な課題として認識しております。気候変動への対応が不十分な場合、環境に良くない影響をもたらしている等の評判が流布される恐れがあります。その結果、ブランドイメージの悪化により顧客が離反し、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

主要株主との関係について

令和5年9月30日時点において、当社の主要株主(第1位の大株主)である山田英二郎氏は、当社の創業者であり、元代表取締役であります。当社の主要株主(第2位の大株主)である山田恵美氏は、当社の元代表取締役であり、山田英二郎氏の配偶者であります。山田英二郎氏と山田恵美氏は、直接所有分と合算対象分を含めて当社株式の49.54%(自己株式を除く)を保有しており、今後も中長期的に保有する方針であります。しかしながら、今後の株価の推移等によっては短期で当社株式を売却する可能性があり、市場で当該株式の売却が行われた場合や売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社グループに対する方針次第では、当社グループの経営戦略等に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行やインバウンド需要の回復等、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、世界的な資源価格の上昇や原材料価格の高騰、為替変動による物価上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループは中期経営計画「VISION2025」に基づき重点課題に取り組みました。

通信販売において、化粧品では主力商品である「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」を中心にLTVを重視した広告投資を行い、成長の基盤となる定期顧客づくりを推進しました。また、「落とす・満たす・魅せる」の3ステップスキンケアの提案を軸に、コールセンターでクロスセルを推進した結果、複数商品顧客比率及び定期顧客の購入単価が継続して上昇し、「PERFECT ONE」のブランド売上高が第4四半期から増収に転換しました。20代を中心に若年層の開拓が進む「PERFECT ONE FOCUS(パーフェクトワンフォーカス)」では、ECモールのセールイベントに合わせた限定商品の先行発売や人気キャラクターを起用した限定デザインパッケージの発売、インフルエンサーやVTuberとのコラボレーション等、話題性のあるプロモーションに継続的に取り組んだ結果、EC売上高が大きく伸長しました。ヘルスケアでは機能性表示食品「Wの健康青汁」へのデジタル広告投資が奏功し、ECでの新規顧客獲得が大きく伸長したことで売上高が拡大し、機能性表示食品青汁市場で国内売上NO.1()を初めて獲得しました。

直営店舗販売・卸売販売においては、人流の回復や実店舗への回帰が進み、インバウンド需要が拡大する中、「PERFECT ONE」のドラッグストア展開の開始や「PERFECT ONE FOCUS」の展開店舗数の拡大、インバウンド需要の獲得に向けた空港免税店への再出店等の取り組みを推進しました。

海外販売においては、中国では再成長に向けた取り組みが計画より遅延した一方、台湾の好調により売上高は前年並みで着地しました。9月には、台湾の人気番組「女人我最大」のビューティーアワードにて、オールインワン泡洗顔である「パーフェクトワン シルキーホイップ」がクレンジングフォーム部門最優秀賞を受賞しています。また、今後の本格的な米国展開に向けて、7月には米国に子会社を設立しました。

TPCマーケティングリサーチ調べ(令和4年のメーカー出荷)

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,653百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は3,754百万円(前年同期比6.6%増)、経常利益は3,721百万円(前年同期比6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,394百万円(前年同期比1.6%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売でありますが、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、1,644百万円増加して25,501百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,166百万円、商品が406百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて、97百万円減少して5,840百万円となりました。これは主に、買掛金が393百万円、未払金が608百万円、未払法人税等が254百万円それぞれ増加した一方で、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が1,393百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、1,742百万円増加して19,661百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,686百万円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、1,166百万円増加して15,518百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは3,468百万円の収入(前年同期は2,287百万円の収入)となりました。これは主に、法人税等の支払額964百万円の一方で、税金等調整前当期純利益3,530百万円、仕入債務の増加額393百万円、未払金の増加額586百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは208百万円の支出(前年同期は496百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出102百万円、無形固定資産の取得による支出104百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは2,101百万円の支出(前年同期は1,093百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,393百万円、配当金の支払額708百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b 仕入実績

当社グループは、販売チャネルを基礎としたセグメントから構成されており、全セグメントで共通して仕入活動を行っているため、セグメントごとの金額は記載しておりません。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)	
通信販売	34,151	4.3	
直営店舗販売・卸売販売	2,917	4.1	
海外販売	584	1.4	
合計	37,653	4.3	

⁽注) 主要な販売先の記載については、総販売実績に対する販売先別の販売実績割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、当社グループが現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果は様々な要因により大きく異なる可能性があります。なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社グループの事業活動及び経営成績等に与える影響は軽微であるため、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績等に関する認識及び分析

(経営成績)

当連結会計年度の売上高は37,653百万円(前年同期比4.3%増)、売上総利益は30,312百万円(前年同期比3.1%増)となりました。売上高をセグメント別に見ると、通信販売で34,151百万円(前年同期比4.3%増)、直営店舗販売・卸売販売で2,917百万円(前年同期比4.1%増)、海外販売で584百万円(前年同期比1.4%増)となりました。売上高の主な増加要因は、「PERFECT ONE FOCUS(パーフェクトワンフォーカス)」や「Wの健康青汁」の伸長によるものであります。

営業利益は3,754百万円(前年同期比6.6%増)、営業利益率は10.0%(前年同期比0.2%増)となりました。営業利益の主な増加要因は、育成プランドの伸長による増収効果とオペレーションコストの効率化によるものであります

経常利益は3,721百万円(前年同期比6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,394百万円(前年同期 比1.6%増)となりました。

(財政状態)

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。 また、財務指標としては、自己資本比率が76.5%となりました。

b 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2事業の状況 3事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要の主なものは、商品仕入、広告投資、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、ブランド開発や新商品開発等の新たな投資及び構造改革による一人当たり生産性の向上を目的とした投資に係る資金需要が生じております。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を自己資金から安定的に確保することを基本方針としており、安定的かつ機動的に運転資金を確保することを目的として、複数の金融機関との間で合計13,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

d 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

e 中長期的な会社の経営戦略

中長期的な会社の経営戦略については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

商品の製造委託契約

当社は、下記のとおり当社商品の製造委託に関する契約を締結しております。

相手先の名称 契約締結日		契約期間	契約内容	
日本コルマー株式会社	平成16年3月20日	平成16年 3 月20日から平成17年 3 月19日 (1 年毎の自動更新)	当社主力商品の製造委託	
御木本製薬株式会社	平成28年3月1日	平成28年3月1日から平成29年2月末日 (1年毎の自動更新)	当社主力商品の製造委託	

6 【研究開発活動】

当社グループは、Heal th&Beauty領域において、お客さまのスマートで新しいライフスタイルを実現することをめざしております。人生100年といわれる現代において、お客さまの美や健康に対する価値観やニーズは日々変化しております。そのような中、お客さまへ世代やライフステージに応じた科学的で効率的なケアを提案するため、原料や商品の研究開発に取り組んでおります。特に、お客さまにとって「効果を実感」頂けるような機能性の高い新素材の開発や、肌や体内の生体バリア機能向上に関する研究に力を入れ、新しい商品や新しい使用方法等の開発につなげております。また、当社グループは自社の資源の活用だけではなく、大学やパートナー企業等と共同での研究開発(オープンイノベーション)も推進しております。これにより、様々な分野の先進テクノロジーを活用し、効率的かつ効果的に研究開発を進め、研究の成果を速やかに商品開発に活用できるよう取り組んでおります。

以上より、当社グループは研究開発の成果を通じてお客さまのスマートで新しいライフスタイルの実現に貢献し続けることを、研究開発の目的としております。

当連結会計年度において、当社グループが支出した研究開発費の総額は、100百万円であり、商品カテゴリー別の研究開発活動は、以下のとおりであります。

(1) 化粧品

当社グループは化粧品の開発において、美容や健康に幅広い応用が見込まれるコラーゲンの新規開発や、お客さまの効果実感を高めるための浸透技術の開発等に取り組んでおります。特にコラーゲンについては、エイジングケアが重要であると捉えており、より高い機能性を持つコラーゲンの研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度は、国立大学法人広島大学との共同研究により当社独自の薬用植物「ムラサキ」より独自の乳酸菌を発見いたしました。また日本で古くから親しみある発酵食品は、食材を「発酵」させることで栄養成分が増え、新しい機能性が加わるなど、人の美と健康に有益な食品として知られています。この発酵に着目し、当社独自の乳酸菌の発酵を応用しコラーゲンに新たな機能性を付与することを目的とした結果「ムラサキ発酵コラーゲン」を開発することが出来ました。「ムラサキ発酵コラーゲン」は、未発酵のコラーゲンと比較してアミノ酸量が豊富であること、またヒアルロン酸の産生効果が高まることを確認しており、肌の保湿力や弾性力向上等の効果が期待されます。当社グループは、「ムラサキ発酵コラーゲン」を、主要化粧品の開発に活用しております。令和5年5月には、「パーフェクトワン」の商品「パーフェクトワン モイスチャージェル」へ配合し発売しました。

今後も、コラーゲンや薬用植物の持つ様々な可能性を探り、お客さまのお肌のお悩みを解決するための研究開発 を進めてまいります。

(2) ヘルスケア

当社グループは、お客さまの健やかな毎日をサポートするための健康食品や医薬品の開発を進めております。

当連結会計年度は、品種登録を行ったスペイン甘草の新品種「新日本製薬GGO1」について、ヘルスケア事業に活用することをめざして検討を継続しております。

その他、当社グループは大学との共同研究も推進しております。当連結会計年度は、国立大学法人九州大学を中心とする産学連携オープンサイエンスプラットフォームに参画し、大学から提供されるビッグデータや異分野の研究者や企業との協働・議論を通じて、ヘルスケアに関する知見の拡大・蓄積を継続しております。当社グループは、今後これらの知見を新たなヘルスケア商品の開発に活用していくことを検討しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループが実施いたしました設備投資等の総額は206百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものはITインフラに関する投資90百万円、基幹システムの強化に関する投資52百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

令和5年9月30日現在

事業所名	記供の中容		帳簿価額(百万円)				
(所在地)	設備の内容	建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	ソフトウエア	その他	合計	(名) (名)
本社 (福岡市中央区)	本社機能	869	475 (1,081.75)	345	148	1,839	249 (66)
吉塚オフィス (福岡市博多区)	研究及び 品質検査	94	164 (2,073.50)	1	5	264	9 (-)

- (注) 1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2.帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、機械装置、工具、器具及び備品、電話加入権、無形固定資産の 合計であります。
 - 3.従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への受入出向者を含む)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	声光氏力	東米氏名 凯供の中容	投資予定額		次合钿诗		完了予定	ウは多の
	争兼所名 (所在地)	設備の内容 (新設/更新)	総額	既支払額	資金調達 方法	着手年月	元」7년 年月	完成後の 増加能力
		(百万円)	(百万円)					
提出会社	本社 (福岡市中央区)	基幹システム (更新)	170	-	自己資金	令和 5 年 10月	令和6年 4月	(注)
提出会社	本社 (福岡市中央区)	ITインフラの構 築と強化 (新設/更新)	63	-	自己資金	令和 5 年 10月	令和6年 9月	(注)

⁽注) 完成後の業務の効率化については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和5年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和 5 年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,855,200	21,855,200	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	21,855,200	21,855,200	-	-

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、令和5年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	令和元年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 57
新株予約権の数(個)	836 [529] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,600 [52,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	令和3年10月1日から 令和7年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(令和5年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(令和5年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個の目的である株式の数は、100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、利益剰余金の額を減少して資本金又は資本準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り 新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の 結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- a 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで:割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
- b 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで:割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数(ただしaに定める数を含むものとする。)
- c 令和5年10月1日以降:割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数(ただしabに定める数を含むものとする。)

新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者に つき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行 使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。 4.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- a 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- b 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編 対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項

a 以下の 、 、 、 又は のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は 無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

b 新株予約権者が、(注)3. から に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、取締役会が別途定める日に、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3.に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	令和 2 年 9 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22
新株予約権の数(個)	156 [93] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600 [9,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	令和3年10月1日から 令和7年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(令和5年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(令和5年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個の目的である株式の数は、100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、利益剰余金の額を減少して資本金又は資本準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り 新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の 結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- a 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで:割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
- b 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで:割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数(ただしaに定める数を含むものとする。)
- c 令和5年10月1日以降:割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数(ただしabに定める数を含むものとする。)

新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- a 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- b 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編 対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項

a 以下の、、、、、 又は のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は 無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

b 新株予約権者が、(注)3. から に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、取締役会が別途定める日に、当社は無償でその新株予約権を取得することができる。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3.に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成31年3月1日 (注)1	9,086,670	10,096,300	ı	250	ı	34
平成31年3月31日 (注)2	10,485,000	20,581,300	2,880	3,130	2,880	2,914
令和元年 6 月26日 (注) 3	300,000	20,881,300	202	3,333	202	3,117
令和元年 7 月29日 (注) 4	730,000	21,611,300	493	3,826	493	3,611
令和 2 年12月23日 (注) 5	243,900	21,855,200	332	4,158	332	3,943

- (注) 1.株式分割(1:10)によるものであります。
 - 2. 第1回新株予約権(ストックオプション)の全部行使により、発行済株式総数が10,485,000株、資本金が2,880百万円、資本準備金が2,880百万円増加しております。
 - 3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,470円 引受価額 1,352.40円 資本組入額 676.20円

4 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,352.40円 資本組入額 676.20円

割当先 みずほ証券株式会社 730,000株

5 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,723.45円

資本組入額 1,361.72円(切り捨て)

割当先 みずほ証券株式会社 243,900株

(5) 【所有者別状況】

令和5年9月30日現在

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
	株式の状況(1単元の株式数100株)								24 – + 24
地方	 政府及び 金融商 地方公共 金融機関 四月数		金融商品	その他の	外国法人等		個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	団体 取引業者	法人	個人以外	個人	その他				
株主数 (人)	-	8	17	124	63	93	25,669	25,974	-
所有株式数 (単元)	-	10,111	2,015	50,061	7,501	178	148,596	218,462	9,000
所有株式数 の割合(%)	-	4.63	0.92	22.92	3.43	0.08	68.02	100	-

⁽注) 自己株式343,110株は「個人その他」に3,431単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和5年9月30日現在

		4 JH 2 T	プロの日地は
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山田 英二郎	福岡県福岡市中央区	4,530,000	21.06
山田 恵美	福岡県福岡市中央区	3,147,500	14.63
株式会社ラプリス	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目14-22	2,980,600	13.86
公益財団法人新日本先進医療研究財団	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目14-22	1,789,200	8.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	872,400	4.06
後藤 孝洋	福岡県福岡市中央区	854,829	3.97
新日本製薬社員持株会	福岡県福岡市中央区大手門1丁目4-7	139,400	0.65
THE BANK OF NEWYORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部 部長 梨本 譲)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インター シティA棟)	128,300	0.60
佐川印刷株式会社	京都府向日市森本町 5 番地 3	116,000	0.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	103,200	0.48
計	-	14,661,429	68.15

(注) 1.上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 872,400株 株式会社日本カストディ銀行 103,200株

2.上記のほか当社所有の自己株式343,110株があります。

(7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

令和5年9月30日現在

			A JHO I S / JOO II WIT
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	自己保有株式 343,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,503,100	215,031	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 9,000	-	-
発行済株式総数	21,855,200	-	-
総株主の議決権	-	215,031	-

(注)「単元未満株式」の「株式数」欄には、自己保有株式10株が含まれております。

【自己株式等】

令和5年9月30日

所有者の 又は名		所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新日本製薬株式	会社	福岡県福岡市中央区大手門 一丁目4番7号	343,100	-	343,100	1.57
計		-	343,100	-	343,100	1.57

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	1	-	-	-	
その他 (新株予約権の権利行使) (譲渡制限付株式報酬としての自己株 式の処分)	35,100 11,699	0 16	37,000 -	0 -	
保有自己株式数	343,110	-	306,110	-	

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、令和5年12月1日から有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買増請求によって売り渡した自己株式及び新株予約権の権利行使によって交付した自己株式並びに単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。将来的には各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元の強化を検討していく方針ですが、現時点において配当性向の見直し可能性及びその実施時期については未定であります。また、内部留保資金につきましては、設備投資、研究開発及び新規事業投資等、事業基盤の強化・拡充に活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。 この方針のもと、第35期事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり33.00円としております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第35期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	
令和 5 年12月19日 定時株主総会決議	709	33.00	

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の合理化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで、長期的に企業価値を向上させ、それにより、株主をはじめとした当社と関係する多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。また、当社の究極目的であり、社会における存在意義として掲げる「パーパス/PURPOSE」、当社が果たすべき社会的使命である「経営理念/MISSION」を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが最重要事項であると位置づけ、積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をさらに強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営の意思決定及び業務執行の迅速化により、更なる企業価値の向上を実現するため、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

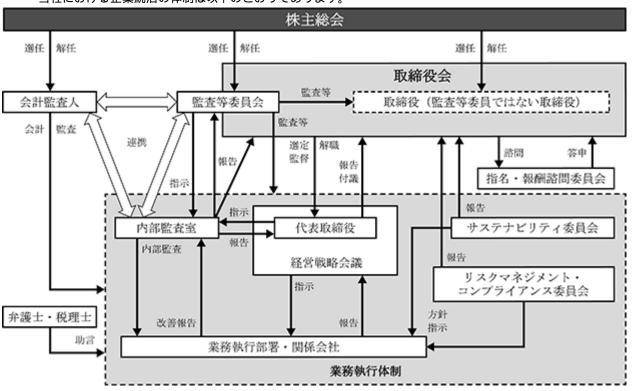
監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会付議事項の見直しを行うことにより、経営の意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略の策定などについての議論を充実させ、中長期的な企業価値の向上に努めております。また、取締役会の構成員8名のうち6名が社外取締役であり、当社事業や経営全般に精通した社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)と、経営や法律・会計の専門知識を備えた監査等委員である社外取締役を選任することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図り、より透明性の高い経営を実現いたします。さらに、監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人との連携を強化しております。

また、取締役の指名・報酬等にかかる手続の公平性・透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長CEO、専務取締役COO及び3名の独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化について独立社外取締役の適切な関与を受ける体制を整えております。

なお、社内の統治体制強化の一環としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を、サステナビリティに関する取り組み強化の一環としてサステナビリティ委員会を設置しております。

当社は、経営の健全性、客観性及び適正性を確保するため、コーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでまいりました。今後も引き続き、当該体制の整備と強化を経営上の重要な課題として継続検討してまいります。

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



(取締役及び取締役会)

当社の取締役会は、過半数を独立社外取締役とする合計8名で構成され、取締役会規程に基づき、会社の事業 運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。各事業年度の当初に決定し た日時において、少なくとも3か月に1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催し ております。取締役会における主な検討事項は、中期経営計画に基づいた経営戦略・事業戦略、ガバナンス、内 部統制、リスクマネジメント・コンプライアンス、人財開発等であり、業務執行取締役から中期経営計画の進 捗、リスク情報、業務執行の状況及び予算実績差異等の報告を受けております。

なお、令和4年12月の定時株主総会以前の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)、令和5年12月の定時株主総会以前の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されておりました。取締役会の開催状況は、令和5年9月期は15回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の表のとおりです。各自、随時貴重な質問・意見等の発言をしております。

議 長:代表取締役社長CEO 後藤孝洋 構成員:(監査等委員でない取締役5名)

> 後藤孝洋、福原光佳(専務取締役COO)、村上晴紀(独立社外取締役)、柚木和代(独立社外取締役)及び 安田幸代(独立社外取締役)

(監査等委員である独立社外取締役3名)

善明啓一、田邊俊及び中西裕二

·	氏名(役職名)		開催回数	出席率			
孝洋	(代表取締役社長CEO)		15	100%			
光佳	(専務取締役COO)		15	100%			
成一良	ß 2		15	100%			
和宏	1		4	0 %			
正之	(独立社外取締役)	2	15	100%			
晴紀	(独立社外取締役)		15	100%			
和代	(独立社外取締役)		15	100%			
	光佳 成一郎 和宏 正之 晴紀	孝洋 (代表取締役社長CEO) 光佳 (専務取締役COO) 成一郎 2 和宏 1 正之 (独立社外取締役) 晴紀 (独立社外取締役)	孝洋 (代表取締役社長CEO) 光佳 (専務取締役COO) 成一郎 2 和宏 1 正之 (独立社外取締役) 2 晴紀 (独立社外取締役)	孝洋 (代表取締役社長CEO) 15 光佳 (専務取締役COO) 15 成一郎 2 15 和宏 1 4 正之 (独立社外取締役) 2 15 晴紀 (独立社外取締役) 15			

- 1 田上和宏氏は、令和4年12月をもって任期満了に伴い退任しております。
- 2 羽鳥成一郎、柿尾正之の両氏は、令和5年12月をもって任期満了に伴い退任しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、3名全員が独立社外取締役で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行います。非常勤の監査等委員は、弁護士と公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施いたします。

常勤の監査等委員は、監査計画及び規程に基づき、株主総会や取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、代表取締役社長CEOとの面談、各拠点への往査、子会社の監査、監査法人や内部監査室との意見交換や情報交換を行う等連携を密にし、監査機能の向上を図ります。

なお、令和5年9月期における監査役会設置会社としての監査役会の開催状況は、20回開催しており、個々の 監査役の出席状況は以下の表のとおりです。各自、随時貴重な質問・意見等の発言をしております。

委員長(議長): 善明啓一(常勤)

構 成 員:善明啓一(独立社外取締役)、田邊俊(独立社外取締役)及び中西裕二(独立社外取締役)

氏名(役職名)	開催回数	出席率
善明 啓一 (常勤・社外監査役)	20	100%
田邊 俊 (非常勤・社外監査役)	20	100%
中西 裕二 (非常勤・社外監査役)	20	95%

(会計監査人)

有限責任監査法人トーマツが会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

(内部監査室)

当社は、代表取締役社長CEO後藤孝洋直属の組織として、内部監査室(専任担当者2名)を設置しております。 内部監査室は、代表取締役社長CEOと監査等委員会の承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、業務監 査及び会計監査を実施し、会社業務、経理全般について、その実態を把握するとともに、業務遂行上の過誤不正 を防止し、あわせて経営の合理化及び能率化を図るよう努めております。また、子会社の業務についても定期的 に監査を実施し、実態の把握と改善に努めております。

内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長CEO及び監査等委員会に報告するとと もに、定期的に取締役会への報告を行っております。

監査計画の立案及び監査の実施にあたっては、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

(指名報酬諮問委員会)

当社は、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置しております。

同委員会は、原則として年1回開催することとしておりますが、年度ごとに課題を設定し、必要に応じて臨時の委員会を都度開催することとしており、取締役の指名の方針及び選解任、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容、後継者育成計画、その他取締役会が必要と認めた諮問事項について審議し、審議の結果について取締役会に対して答申を行っております。令和5年9月期は4回開催し、全構成員出席率100%となっております。

委員長:代表取締役社長CEO 後藤孝洋

構成員:後藤孝洋、福原光佳(専務取締役COO)、村上晴紀(独立社外取締役)、柚木和代(独立社外取締役)及び 安田幸代(独立社外取締役)

(リスクマネジメント・コンプライアンス委員会)

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回開催することとしております。同委員会では、当社グループの全リスクの統括管理及びコンプライアンスや発生した具体的リスクに関する個別課題・対応についての協議・決定を行うとともに、役職員に対するコンプライアンス教育の計画・管理・実施・見直し等を行っております。

委員長:代表取締役社長CEO 後藤孝洋

構成員:後藤孝洋、福原光佳(専務取締役COO)、執行役員、部長 オブザーバー:善明啓一(常勤監査等委員、独立社外取締役)

(サステナビリティ委員会)

当社は、サステナビリティ委員会を設置しております。

同委員会は、原則として年 2 回開催することとしておりますが、必要に応じて臨時の委員会をその都度開催することとしており、サステナビリティ基本方針に関する協議、サステナビリティに関する目標の策定、サステナビリティ推進体制の整備、各施策の実施状況の監督等を行っております。

委員長:代表取締役社長CEO 後藤孝洋

構成員:後藤孝洋、福原光佳(専務取締役COO)、執行役員

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、平成30年6月の取締役会にて決議を行い、令和3年10月及び令和5年12月19日の取締役会にて一部改定を行いました。現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に努めております。

当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討を行います。

当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、当社顧問の法律事務所に内部通報窓口(コンプライアンスへルプライン)をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に 基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査等委員会及び監査法人と連携し、効 率的な内部監査を実施しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。

当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定め、秘密情報及び個人情報を保護するための体制を構築しております。特に、後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、企業活動に潜在するリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を取締役会に報告する体制を整えております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。

当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。

当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

(e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の管理に関する主管部門を定め、当該主管部門が、子会社の事業運営に関する重要な事項について報告を受ける体制を整備しております。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主管部門が、子会社のリスクの洗出し、低減、未然防止について適切に指導及び支援し、必要に応じて当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行い、同委員会において当社グループ全体のリスク管理について審議する体制を整えております。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容・事業規模に応じて取締役を子会社に派遣するなど、業務を適切に支援することで、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築しております。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会が法令に従い監査を行うほか、当社の内部監査室が子会社における業務の適切性について定期的に監査を実施し、必要に応じて適正な職務執行体制の構築に向けて子会社を指導・支援いたします。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会の職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その人事については監査等委員会と事前に協議を行った上で決定いたします。

(g) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人による監査等委員会への報告体制 その他監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員(監査等委員である取締役を除く。)は、法令に違反する事実、会社に著しい 損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関す る事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査等委員会が選定する監査等委員か ら業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしておりま す。

当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

(h) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又 は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(i) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営における重要な意思決定の過程及び内容並びに業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

当社の代表取締役は、当社の監査等委員と定期的に意見交換を行っております。

当社の監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

当社の監査等委員会は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図っております。

(k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- () 当社の行動憲章、基本方針及び社内規程等に明文を設け、当社グループに周知徹底し、グループ 一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。
- () 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。

反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- () 当社「行動憲章」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を定めることで、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を明文化し、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、外部調査機関を用いて取引先の「反社会性」を検証し、取引上支障がないことを確認の上で、取引を開始するものとしております。
- () 総務課を反社会的勢力対応部署、法務課を調査部署として位置づけ、相互に情報共有を行うものとしております。また、当社グループのすべての役職員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図っております。
- () 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署、当社顧問の法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

c 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。

取締役は、当該保険契約の被保険者に含められ、また当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

(a) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(b) 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った場合等、一定の免責事由がございます。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款にて定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

a 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な配当政策を図ることを目的とするものであります。

b 自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じて当社の財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

c 取締役等の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び 監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を 定款に定めております。これは、取締役が、期待される職務を十分に行えるようにすることを目的とするもの であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款にて定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	後藤 孝洋	昭和46年1月16日生	平成7年7月 平成10年9月 平成17年12月 平成26年4月 平成28年3月 令和3年9月	株式会社新日本リビング(現 当社) 入社 当社 部長 当社 代表取締役社長 株式会社新日本ホールディングス (現 当社) 取締役 株式会社新日本医薬(現 当社) 代 表取締役社長 株式会社フラット・クラフト 代表取 締役会長 当社 代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	854,829
専務取締役COO	福原 光佳	昭和47年3月18日生	平成 3 年 5 月 平成 6 年 5 月 平成 17年 5 月 平成22年 4 月 平成25年 4 月 平成25年 4 月 平成27年 4 月 平成28年10月 平成31年 12 月 令和 3 年12 月 令和 4 年12 月 令和 5 年 7 月	有限会社丸勘運輸 入社 株式会社カスミック(現 夢みつけ隊 株式会社カント・コミュニケーション 取締役 株式会社JIMOS 入社 当社 入社 当社 グイレクトマーケティング事業 部次長 当社 可したティング事業部次長 当社 通販事業本部部長 当社 通販事業部部長 当社 取締役 動脈事業部部部長 当社 取締役 動行役員営業部部長 当社 取締役 教行役員営業部部長 当社 常務取締役 株式会社フラット・クラフト 取締役 会長 当社 専務取締役COO(現任) 株式会社フラット・クラフト 代表取 締役社長(現任) PERFECT ONE US Co.,Ltd.President (現任)	(注)3	57,964

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 2	村上晴紀	昭和28年4月8日生	W和52年4月 平成11年10月 平成13年4月 平成13年4月 平成14年6月 平成16年5月 平成20年6月 平成23年6月 平成25年3月 平成25年3月 平成26年6月 平成26年6月	カネボウ化粧品株式会社 入社 鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統 括マネージャー 同社 化粧品宣伝グループ統括な括マネージャー 兼 総合宣伝グループ統括な括・マネージャー 同社 化粧品広報宣伝室長 兼 総務・ 広報室副室長 株式会社カネボウ化粧品 マーケティング本部コミュニケーションプループ統括 マネージャー 株式会社ファンケル 執行役員 マーケティング本部長 同社 取締役執行役員 健康食品カンパニー長 同社 取締役常務執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 同社 取締役常務執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 同社 取締役常務執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 同社 取締役常務執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 同社 取締役常務執行役員 コーポレート 知締役常務執行役員 コーポレート 知締役常務執行役員 コーポレート 知締役で 現所の 知称の は 取締役(現任)	(注) 3	1,000
取締役 (注) 2	柚木 和代	昭和35年7月11日生	昭和58年3月 平成2年9月 平成20年5月 平成22年3月 平成24年5月 令和元年5月 令和3年3月 令和4年5月 令和4年5月 令和4年5月	株式会社大丸入社 同社 本部MD企画付 パリ駐在員事務 所勤務 同社 執行役員 札幌店長 株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員 大丸札幌店長 同社 執行役員 大丸神戸店長 同社 常務執行役員 兼 株式会社博多大丸 代表取締役社 長 J.フロント リテイリング株式会社 執行役常務 関連事業統括部長 株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員 兼 GINZA SIXリテールマネジメント 株式会社 代表取締役社長 当社 取締役(現任) 株式会社大丸松坂屋百貨店 顧問 イオン北海道株式会社 社外取締役 (現任) イオン九州株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (注) 2	安田 幸代	昭和44年9月17日生	平成 4 年 4 月 平成11年 4 月 平成20年 4 月 平成21年 4 月 平成22年 4 月 平成25年 4 月 平成26年 4 月 平成26年 4 月 令和元年 5 月 令和 4 年 3 月 令和 4 年 11月 令和 5 年12月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス) 入社 同社 人材総合サービス部営業マネージャー 同社 HRカンパニー 首都圏営業部長同社 新商品企画部門 ゼネラルマネージャー 同社 HRカンパニー 東海営業部長同社 新卒事業本部 東海・関西営業部長同社 アセスメント事業部 東海・関西営業部長表社リクルート) 新卒事業統括部執行役員 株式会社リクルート) 新卒事業統括部執行役員 株式会社エクサウィザーズ入社 執行役員 株式会社にホールディングス 社外取締役(現任)株式会社LegalOn Technologies事業開発責任者(現任)	(注)3	-

有価証券報告書

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員) (注) 2	善明 啓一	昭和32年11月15日生	昭和56年4月 平成19年4月 平成22年8月 平成22年10月 平成23年5月 平成23年6月 平成25年6月 平成25年6月	九州松下電器株式会社(現パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社) 入社同社事業部長パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社出向同社常務執行役員九州社社長門テクノ株式会社社外取締役宮崎ケーブルテレビ株式会社社外取締役パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社常務執行役員全社COO同社取締役当社常勤監査役当社収締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員) (注) 2	田邊 俊	昭和36年4月15日生	平成11年4月 平成12年10月 平成12年10月 平成22年1月 平成28年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年9月 令和2年5月	最高裁判所司法研修所 入所 弁護士登録 田邊法律事務所 入所 田邊法律事務所 代表弁護士(現任) 福岡市雇用労働相談センター 代表弁 護士(現任) 当社 監査役 福岡簡易裁判所 民事調停委員(現 任) 株式会社プラッツ 補欠の監査等委員 である取締役(現任) 福岡リート投資法人 監督役員(現 任)	(注)4	11,000
取締役 (監査等委員) (注) 2	中西 裕二	昭和36年 6 月11日生	昭和60年4月 平成元年4月 平成2年10月 平成6年12月 平成7年10月 平成14年4月 平成14年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成23年4月 平成23年4月 平成29年7月 平成30年7月 中元成30年7月 中元成30年7月 中元成30年7月	富士重工業株式会社(現 株式会社 SUBARU) 入社 国際デジタル通信株式会社(現 株式会社IDCフロンティア) 入社 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド 入社 太陽監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入社 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ(通事務所 開設(現任) 株式会社ゼンリン 監査役中西裕二税理士事務所 開設(現任) 公益社団法人久山生活習慣病研究所 監事(現任) 株式会社ビューティ花壇 監査役 当社 監査役 株式会社で司技術総合研究所 代表取締役 一般社団法人社会健康科学研究機構 監事(現任) 株式会社空間技術総合研究所 収締役 一般社団法人社会健康科学研究機構 監事(現任) 株式会社空間技術総合研究所 取締役 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-

- (注) 1. 当社は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。
 - 2. 取締役 村上晴紀、柚木和代、安田幸代、善明啓一、田邊俊及び中西裕二は、社外取締役であります。
 - 3.任期は、令和5年12月19日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

- 4. 任期は、令和5年12月19日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5.当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日		所有株式数 (株)	
岡部 麻子	昭和45年8月7日生	平成9年10月 平成13年5月 平成29年7月 令和4年6月 令和4年7月 令和5年6月	平田機工株式会社 社外監査役 岡部麻子公認会計士事務所 代表(現任)	

社外役員の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役6名(うち、監査等委員である社外取締役3名)を選任しております。

社外取締役は、適時開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上必要とされる助言や意見交換を行います。また、社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)は指名報酬諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬についての審議を行い、取締役会に答申しております。

監査等委員である社外取締役は、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、監査法人の監査 状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、経営監査・監督機能の強化を図っております。

社外取締役村上晴紀は、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験をもち、化粧品業界、健康食品業界における豊富な知識と見識を有しております。以上のことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役柚木和代は、長年にわたり百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理に携わってまいりました。また、海外勤務をはじめ国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上のことから、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役安田幸代は、長年にわたり企業における人財採用や組織開発、D&IなどHR領域に携わってきた経験と見識を有しております。また、HR領域のみならず、IT・DX領域の知見も豊富であることから、これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお同氏は、令和5年11月まで、当社と顧問契約を締結しており、同氏は顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、顧問契約は同年同月をもって終了しております。その他、同氏と当社との間に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役善明啓一は、上場企業の取締役として経営に、またCQO(最高品質責任者)として全社型の品質管理にそれぞれ従事した経験を有していることから、当社の経営及び重要なリスクである「品質管理」に関する助言・提言を行うことを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役田邊俊は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスの視点からの助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映させることを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏及び同氏が経営する法律事務所と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役中西裕二は、公認会計士として専門的な知見と豊富な経験を有しており、会計面の監査を通じて当社事業に対する助言・提言を行うことを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏及び同氏が経営する会社と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上、ひいては健全な経営に資する者を選定することとしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門 との関係

社外取締役は、取締役会及び取締役等との面談を通じ、当社の経営及び業務執行の状況等を把握するとともに独立した立場で適宜必要な意見を述べることによって監督・監査機能の向上に努めております。

また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会への出席や内部監査室、会計監査人及び各内部統制部門と必要に応じてミーティングを実施する等、情報共有や連携を図りながら監査業務にあたっております。

(3) 【監査の状況】

当社は、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しております。そのため当事業年度の活動状況については、移行前の監査役会設置会社における内容を記載しております。

監査等委員会監査の状況

a 監査等委員会の組織、人員

当社の監査等委員会は、3名の監査等委員である社外取締役(常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名)で構成されております。非常勤監査等委員2名はそれぞれ弁護士及び公認会計士であり、企業財務や内部統制等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査法人と相互に連携をとり専門的な立場から中立で客観的な監査業務を行います。

b 監査役会の活動状況

監査役会は、監査役会規程に基づき月に1回の頻度で開催し、必要がある場合はその都度臨時監査役会を開催いたしました。当事業年度においては、監査役会を20回開催しており1回当たりの平均所要時間は約76分でした。

個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席率	
常勤監査役 (独立社外監査役)	善明 啓一	100% (20回/20回)	
非常勤監查役 (独立社外監查役)	田邊 俊	100% (20回/20回)	
非常勤監査役 (独立社外監査役)	中西 裕二	95% (19回/20回)	

また、監査役会における具体的な共有・検討内容は以下のとおりです。

決議・審議内容	監査役会議長の選定、常勤監査役の選定、特定監査役の選定、重点監査項目の検討、
16件	監査方針及び監査計画の決定、監査費用の予算決定、監査役等監査の環境整備事項の
	検討及び取締役に対する要請事項、監査役監査規程の改定、監査役選任議案及び補欠
	監査役選任議案の同意、監査役会監査報告書作成、会計監査人の再任適否、会計監査
	人の監査報酬同意、会計監査人の選定及び評価基準策定、監査役会実効性評価実施、
	監査等委員会設置会社への移行に関する意見書作成、年度決算会計処理関係日程及び
	株主総会関係日程、期末監査計画及び期末日以降株主総会終了後までの監査役会日程
	の決定等
協議内容 1件	監査役報酬協議
報告・確認内容	監査役監査計画説明、監査役監査報告、内部監査計画説明、内部監査報告、J-SOX評価
50件	結果報告及び計画説明、事業報告等及び計算書類等の説明、KAMについての協議、決算
	短信及び決算補足説明の説明、定時株主総会招集ご通知のウェブ開示によるみなし提
	供制度に関する確認、株主総会議案及び招集に関する事項の確認、従業員意識調査結
	果の確認、取締役会議案の事前確認、監査役会の実効性評価の結果確認及び意見交
	換、有価証券報告書に記載する内容の確認等

当事業年度の監査役会は、(1) 取締役体制変更に伴うガバナンス管理状況について、(2) 企業グループ内部 統制の構築運用状況について、(3) 子会社委託先等関連会社を含む品質管理状況について、(4) 個人情報管理 を中心とした情報セキュリティ管理状況について、(5) サステナビリティの取り組み状況について等を主な重点 監査項目として取り組んでおります。加えて、監査役会では、中長期的な企業価値の向上に貢献していくため、監査役会の実効性評価を実施することにより監査役会の実効性向上に努めております。

また、会計監査人及び内部監査部門とは定期的な会合を実施し積極的な連携により、監査の有効性、効率性を 高めております。

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
再任及び監査計画	再任説明及び監査計												
等の説明	画、監査報酬案												
三様監査(四半期レ	監査報告・意見交換												
ビュー報告)	四半期レビュー報告												
会計監査報告	会社法・金融商品取												
(会社法・金商法)	引法監査の結果報告												
内部統制監査報告	監査結果の説明												
情報・意見交換	KAMやその他の意見												
	交換												

内部監査部門とは、毎月の監査役会で個別の監査報告書を受領し、意見交換、連携を図っております。

当社の監査役は、期初に監査役会で決議する監査役監査方針・監査計画及び業務の分担等に従い監査活動を行いました。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を把握するほか、議事運営、決議内容等を監視するとともに、取締役会における意思決定の過程を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。当事業年度の取締役会への監査役の出席率は100%であります。また、代表取締役社長CEOとは四半期毎、専務取締役COOとは半期毎、その他取締役(社外取締役を含む)とは年1回面談を実施し、事業計画、中期経営計画の進捗状況及び経営課題等について確認及び意見交換を行い、必要に応じた提言を行っております。加えて、社外取締役とは四半期に一度、情報交換会を実施し、情報共有や意見交換により連携を図っております。

常勤監査役は、経営会議(原則月1回)、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会(原則四半期毎)、サステナビリティ委員会(原則年2回)等の重要な会議に出席しており、その他社内会議の議事録確認や決裁書類の閲覧を行い、必要に応じて詳細説明を受けております。期末には、会計監査人の実施する棚卸実査に立会い、棚卸資産管理が適切に行われている事を確認しております。また、業務の適正を確保するための体制の整備状況を日常的に監視し、必要に応じて非常勤監査役とも共有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長CEO直属の組織である内部監査室の専任担当者2名により実施しております。内部監査規程及び年間の内部監査計画に基づき、社内各部署を対象として、法令・社内規程に則った適正な業務活動及びその効率性等について監査を行っております。監査結果は、内部監査室から代表取締役社長CEOに直接報告するとともに、取締役会には四半期に一度、監査役会には毎月報告を行っております。監査による指摘事項等が発生した場合には、フォローアップ監査により改善状況の確認作業を行っております。なお、監査等委員会設置会社への移行後も同様に、監査等委員会への報告及び連携を行っております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、意見交換や情報共有を図るための三者間ミーティングを定期的に開催し、各部門の監査計画及び当社の課題について協議を行うことにより、内部監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

- a 監査法人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- b 継続監査期間 7年間
- c 業務を執行した公認会計士 指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤次男 指定有限責任社員 業務執行社員 只隈洋一
- d 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 8名、その他 9名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人である監査法人を選定する際は、日本監査役協会が公表している実務指針を参考に監査役会が制定した会計監査人の選定及び評価基準に基づき、会計監査人の品質管理、監査チームの独立性、専門性、会社業務の理解、監査報酬、監査役とのコミュニケーション、経営者等との関係、不正リスクに対する対応等を確認した上で、監査役監査規程に基づき、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施することが可能か否かを検証しております。上記検証の結果、有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人として適切であると評価し、選定しております。

会計監査人の解任につきましては、監査役会が制定した会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に従い、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査役会が制定した会計監査人の選定及び評価基準に基づき、会計監査人による会計監査の結果、経営者との関係、不正リスクに対する対応等の説明内容、期中の三様監査での監査状況や意見交換の内容及び監査役による計算書類等の監査結果を踏まえて、監査法人に対する評価を行っております。この評価については、毎期会計監査人から必要な資料の入手及び報告を受け、取締役、社内関係部署等の報告等を総合的に勘案し検討しております。なお、これらの評価の結果、提供されている監査品質は当社が求める水準を満たしていると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

E / \	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 非監査業務に 基づく報酬(百万円) 基づく報酬(百万F		監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社	31	-	28	-	
連結子会社	-	-	-	-	
計	31	-	28	-	

- b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く) 該当事項はありません。
- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。
- d 監査報酬の決定方針

前連結会計年度までの監査時間の実績、監査内容及び監査法人から提示された監査計画等を総合的に勘案、 協議し、監査役会の同意の上、監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査役監査規程に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況(従前の事業年度における職務遂行状況を含む。)及び報酬見積りの算出根拠等を考慮し、会計監査人の報酬が妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本 において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る 決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めております。当該決定方針に関しては、指名報酬諮問委員会の審 議、同委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

また、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下、「PSU制度」という。)及び退職慰労金の代替となる株式報酬(リストリクテッド・ストック制度、以下、「RS制度」という。)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、貢献度を踏まえ、当社の業績や同業・同規模他社の水準を考慮するなど総合的に勘案し、指名報酬諮問委員会における審議及び同委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決定するものとしております。

PSU制度に基づく報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役が株主との一層の価値共有を図るため業績指標(KPI)を反映した株式報酬としております。各事業年度及び対象期間(3年間)の各取締役の目標値に対する達成度合いに応じて算出された報酬金額に基づいて取締役会の決議により当社の普通株式を3年ごとに支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

RS制度に基づく報酬は、譲渡制限付株式とし、役位等に応じて算出された報酬金額に基づいて当社の普通株式を毎年交付するものとしております。なお、当該普通株式には30年間の譲渡制限期間を設定し、原則として退任時に譲渡制限を解除するものとしております。金銭報酬債権の算定の基礎となる金額や倍率等については、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関しては、業務執行 取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとす る報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討 を行うものとしております。取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の 報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの 比率の目安は、

基本報酬: PSU制度に基づく報酬: RS制度に基づく報酬 = 75:12.5:12.5(KPIを100%達成した場合) としております。

各取締役の報酬配分の決定については取締役会にて決議しており、各監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員会における協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成される指名報酬諮問委員会において、当該決定方針に基づき各取締役の職務内容、貢献度及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど多角的に審議した上で、その審議内容を取締役会に答申するものとしております。取締役会は、基本的に指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の基本報酬等については、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬額の限度額を年額200百万円以内(うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該株主総会終結時の員数は5名であります。)、また監査等委員である取締役の報酬額の限度額を年額50百万円以内(当該株主総会終結時の員数は3名であります。)とすることを決議しております。

株式報酬については、前述のとおり、業績連動型の株式報酬(PSU制度)と退職慰労金の代替となる株式報酬(RS制度)により構成されております。いずれの制度も、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において決議しております。(当該株主総会終結時の員数は2名であります。)

なお、役員退職慰労金制度については、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において廃止することを 決議いたしました。現在は、前述の役員退職慰労金に代わる株式報酬制度(RS制度)を運用しております。

また、令和5年9月期の報酬等の額は、令和4年12月20日開催の取締役会及び監査役会の決議に基づき決定しております。

指名報酬諮問委員会の役割・活動内容

a 指名報酬諮問委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

同委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容に関する事項を審議し、その結果を取締役会に答申しております。取締役会は、同委員会の答申を受けて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する基本方針、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等を決定いたします。

b 指名報酬諮問委員会の構成

指名報酬諮問委員会は、代表取締役、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする取締役会の任意の 諮問機関であり、委員長は代表取締役が務めております。

c 取締役会及び指名報酬諮問委員会の活動状況

令和4年10月18日開催の指名報酬諮問委員会にて、令和4年12月20日開催の定時株主総会の議案となる取締役の候補者、並びに同日開催の取締役会の議案となる各取締役の報酬内容(現金報酬及び株式報酬)について審議いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります

役員区分	報酬等の総額	報酬等の)種類別の総額(対象となる	
仅	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	株式報酬	(名)
取締役 (社外取締役を除く)	116	99	8	8	4
社外役員	41	41	-	-	6

- (注) 1.上記株式報酬には、PSU制度に基づく報酬及びRS制度に基づく報酬を含んでおります。
 - 2 . PSU制度に基づく報酬は業績連動報酬であり、その算定の基礎として選定した主な業績指標は、当社グループの連結売上高及び連結営業利益の実績であります。当該指標を選定した理由は、取締役の業績達成への貢献意欲を高めるためであり、これにより、当社グループの企業価値の持続的な向上と、取締役が株主の皆さまと一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議したPSU制度に基づいて算定しております。

なお、当連結会計年度の連結売上高・連結営業利益は、「第5経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に記載のとおりです。

3 . 上記には、令和 4 年12月20日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 1 名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、純投資目的以外の株式を取得・保有する場合があります。これら株式を取得する際には、取締役会において取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得の是非を判断し、取得後は、定期的に保有方針等を見直しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	3
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄) 該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄) 該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号) に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (令和4年9月30日) (令和5年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 14,351 15,518 売掛金 2,862 3,171 商品 1,565 1,972 貯蔵品 170 119 236 337 前払費用 その他 120 174 貸倒引当金 42 39 流動資産合計 19,265 21,254 固定資産 有形固定資産 1,645 1,638 建物及び構築物 減価償却累計額 443 521 1,202 建物及び構築物 (純額) 1,117 土地 639 639 その他 811 821 602 594 減価償却累計額 227 その他(純額) 209 2,050 有形固定資産合計 1,983 無形固定資産 ソフトウエア 423 351 のれん 923 818 149 その他 144 1,492 1,318 無形固定資産合計 投資その他の資産 投資有価証券 467 326 繰延税金資産 444 512 その他 212 250 75 145 投資損失引当金 投資その他の資産合計 1,049 945 固定資産合計 4,592 4,247 資産合計 23,857 25,501

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和 5 年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	553	946
1 年内返済予定の長期借入金	396	192
未払金	1,814	2,423
未払費用	148	159
未払法人税等	500	754
契約負債	217	200
賞与引当金	201	197
その他	143	210
流動負債合計	3,975	5,083
固定負債		
長期借入金	1,443	254
退職給付に係る負債	182	182
長期未払金	172	170
資産除去債務	117	111
その他	47	37
固定負債合計	1,963	757
負債合計	5,938	5,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,158	4,158
資本剰余金	4,121	4,104
利益剰余金	10,199	11,885
自己株式	735	647
株主資本合計	17,744	19,501
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	3	4
その他の包括利益累計額合計	3	4
新株予約権	177	155
純資産合計	17,918	19,661
負債純資産合計	23,857	25,501

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	 前連結会計年度	(単位:百万円) 当連結会計年度
	(自 令和3年10月1日	(自 令和4年10月1日
売上高	至 令和 4 年 9 月30日) 1 36,107	至 令和5年9月30日)
売上原価	6,711	7,341
売上総利益	29,395	30,312
販売費及び一般管理費	2, 3 25,872	2, 3 26,557
営業利益	3,522	3,754
営業外収益		
受取配当金	1	1
受取ロイヤリティー	5	5
受取賃貸料	11	12
固定資産売却益	11	6
保険差益	12	4
その他	13	15
営業外収益合計	56	45
営業外費用		
支払利息	5	3
為替差損	6	g
投資有価証券評価損	47	29
固定資産除却損	32	33
その他	0	2
営業外費用合計	91	78
経常利益	3,487	3,721
特別利益		
投資損失引当金戾入額	2	-
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	3	-
特別損失		
減損損失	4 15	-
投資有価証券評価損	-	121
投資損失引当金繰入額	<u> </u>	69
特別損失合計	15	191
税金等調整前当期純利益	3,474	3,530
法人税、住民税及び事業税	1,049	1,209
法人税等調整額	68	73
法人税等合計	1,117	1,135
当期純利益	2,357	2,394
親会社株主に帰属する当期純利益	2,357	2,394

【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)
当期純利益	2,357	2,394
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	3	7
その他の包括利益合計	3	7
包括利益	2,353	2,401
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,353	2,401

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

					(
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,158	4,150	8,538	852	15,996
当期変動額					
剰余金の配当			695		695
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,357		2,357
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		29		116	87
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	29	1,661	116	1,748
当期末残高	4,158	4,121	10,199	735	17,744

	その他の包括	 舌利益累計額		純資産合計	
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権		
当期首残高	0	0	184	16,180	
当期変動額					
剰余金の配当				695	
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,357	
自己株式の取得				0	
自己株式の処分				87	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3	3	6	9	
当期変動額合計	3	3	6	1,738	
当期末残高	3	3	177	17,918	

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	4,158	4,121	10,199	735	17,744		
当期変動額							
剰余金の配当			708		708		
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,394		2,394		
自己株式の処分		17		88	70		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	17	1,686	88	1,756		
当期末残高	4,158	4,104	11,885	647	19,501		

	その他の包括	 舌利益累計額			
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	3	3	177	17,918	
当期変動額					
剰余金の配当				708	
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,394	
自己株式の処分				70	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7	7	22	14	
当期変動額合計	7	7	22	1,742	
当期末残高	4	4	155	19,661	

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,474	3,530
減価償却費	323	328
減損損失	15	-
のれん償却額	105	105
貸倒引当金の増減額(は減少)	25	2
賞与引当金の増減額(は減少)	41	3
ポイント引当金の増減額(は減少)	303	-
返品調整引当金の増減額(は減少)	37	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	11	10
投資損失引当金の増減額(は減少)	2	69
受取利息及び受取配当金	1	1
支払利息	5	3
固定資産除却損	32	33
固定資産売却損益(は益)	11	6
投資有価証券評価損益(は益)	47	151
売上債権の増減額(は増加)	333	308
棚卸資産の増減額(は増加)	331	356
仕入債務の増減額(は減少)	25	393
未払金の増減額(は減少)	303	586
契約負債の増減額(は減少)	217	17
その他	35	79
小計	3,569	4,435
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	5	3
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,276	964
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,287	3,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	41	102
無形固定資産の取得による支出	337	104
投資有価証券の取得による支出	141	14
その他	24	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	496	208
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	398	1,393
自己株式の取得による支出	0	-
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	695	708
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,093	2,101
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	8
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	699	1,166
現金及び現金同等物の期首残高	13,652	14,351
現金及び現金同等物の期末残高	14,351	15,518

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社フラット・クラフト

PERFECT ONE US Co., Ltd.

なお、PERFECT ONE US Co.,Ltd.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、PERFECT ONE US Co., Ltd.であり、6月30日を決算日としております。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しておいます

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物10年~35年その他4年~10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上 しております。

投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の 退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する 通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品の販売

当社グループにおいては、主に化粧品及びヘルスケア商品の販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、原則として当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

自社ポイント制度

当社グループは、会員の購入金額に応じてポイントを発行するポイントプログラムを提供しております。 付与したポイントは顧客に対する履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販 売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 令和4年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の 子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

令和7年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等への適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取ロイヤリティー」は、営業 外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の 変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた18百万円は、「受取ロイヤリティー」5百万円及び「その他」13百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和 5 年 9 月30日)
当座貸越極度額の総額	13,000百万円	13,000百万円
借入実行残高	- <i>II</i>	- 11
差引額	13,000百万円	13,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)		
広告宣伝費	9,729百万円	10,602百万円		
販売促進費	4,617 "	4,901 "		
賞与引当金繰入額	196 "	193 "		
退職給付費用	21 "	22 "		
減価償却費	323 "	328 "		

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
102百万円	

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

用途	種類	エリア	金額(百万円)
		東北地区	8
店舗	建物及び構築物 その他	関西地区	4
		九州地区	2
		その他地区	0
		計	15

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを 行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として評価しております。

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日) 該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

				(百万円)
	(自 至	前連結会計年度 令和 3 年10月 1 日 令和 4 年 9 月30日)	(自 至	当連結会計年度 令和 4 年10月 1 日 令和 5 年 9 月30日)
退職給付に係る調整額				
当期発生額		4		12
組替調整額		-		1
税効果調整前		4		10
税効果額		1		3
退職給付に係る調整額		3		7
その他の包括利益合計		3		7

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,855,200	-	-	21,855,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加減少		当連結会計年度末
普通株式(株)	451,385	94	61,570	389,909

(変動事由の概要)

自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取による増加94株によるものであります。

自己株式の減少株式数は、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による減少46,700株、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分による減少14,870株によるものであります。

3.新株予約権等に関する事項

	1.45	目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名 内訳		株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
新日本製薬 株式会社	第 3 回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	-	-	-	-	-	132
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	-	1	1	-	-	45
	合計		-	-	-	-	177

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

. ,					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年12月22日 定時株主総会	普通株式	695	32.50	令和3年9月30日	令和 3 年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和 4 年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	708	33.00	令和4年9月30日	令和 4 年12月21日

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,855,200	-	-	21,855,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	389,909	-	46,799	343,110

(変動事由の概要)

自己株式の減少株式数は、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による減少35,100株、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分による減少11,699株によるものであります。

3.新株予約権等に関する事項

4.1.5	Lan	目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
新日本製薬	第3回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	-	-	-	-	-	112
株式会社	第 4 回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	-	-	-	-	-	42
	合計			-	-	-	155

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和 4 年12月20日 定時株主総会	普通株式	708	33.00	令和4年9月30日	令和 4 年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和 5 年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	709	33.00	令和5年9月30日	令和 5 年12月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
現金及び預金	14,351百万円	15,518百万円
- 現金及び現金同等物		15,518百万円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。資金 運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバ ティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨 建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に組合出資金等及び株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の仕入に伴う 外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券のうち、組合出資金等及び非上場株式については、定期的に発行先の財務状況等を把握しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券のうち、上場株式について、四半期ごとに時価を把握するなどの方法により 管理しております。なお、当連結会計年度末において、上場株式の残高はありません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理を行っているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和4年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金(2)	1,839	1,839	0
負債計	1,839	1,839	0

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のと おりであります。

	単	<u> </u>		포:	_	п	
- (-	11/	•	\blacksquare	$\boldsymbol{\Pi}$	円)	۱

区分	令和 4 年 9 月30日
非上場株式	125
組合出資金等(4)	266

(4) 組合出資金等に対して計上している投資損失引当金を控除しております。

当連結会計年度(令和5年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金(2)	446	446	0
負債計	446	446	0

- (1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	令和5年9月30日
非上場株式	3
組合出資金等(4)	178

(4) 組合出資金等は、主に投資事業組合出資等であります。これらは企業会計基準適用指針第31号「時価の 算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。 また、組合出資金等に対して計上している投資損失引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(令和4年9月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,351	-	•	-
売掛金	2,862	-	-	-
合計	17,214	-	-	-

当連結会計年度(令和5年9月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,518	-	•	-
売掛金	3,171	-	-	-
合計	18,689	-	-	-

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(令和4年9月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	396	390	377	274	202	197
合計	396	390	377	274	202	197

当連結会計年度(令和5年9月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	192	177	74	2	-	-
合計	192	177	74	2	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和4年9月30日)

区分	時価(百万円)					
<u> </u>	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
長期借入金	-	1,839	•	1,839		
負債計	-	1,839	-	1,839		

当連結会計年度(令和5年9月30日)

区分	時価(百万円)				
<u>Δ</u> η	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
長期借入金	-	446	-	446	
負債計	-	446	-	446	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前連結会計年度(令和4年9月30日)

組合出資金等及び非上場株式(連結貸借対照表計上額467百万円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(令和5年9月30日)

組合出資金等及び非上場株式(連結貸借対照表計上額326百万円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2.減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)

当連結会計年度において、有価証券について121百万円(その他有価証券の株式121百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

				(百万円)
	(自 至	前連結会計年度 令和 3 年10月 1 日 令和 4 年 9 月30日)	(自 至	当連結会計年度 令和 4 年10月 1 日 令和 5 年 9 月30日)
退職給付債務の期首残高		166		169
勤務費用		21		23
利息費用		0		0
数理計算上の差異の発生額		4		1
退職給付の支払額		14		11
退職給付債務の期末残高		169		182

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

		(白万円)
	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和 5 年 9 月30日)
非積立型制度の退職給付債務	169	182
未認識数理計算上の差異	13	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	182	182
退職給付に係る負債	182	182
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	182	182

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(百万円)
	前連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
勤務費用	21	23
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	21	22

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

		(百万円)
	前連結会計年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
数理計算上の差異	4	10
	4	10

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

		(百万円)
	前連結会計年度 (令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (令和5年9月30日)
未認識数理計算上の差異	4	6
合計	4	6

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	(自 至	前連結会計年度 令和 3 年10月 1 日 令和 4 年 9 月30日)	(自 至	当連結会計年度 令和 4 年10月 1 日 令和 5 年 9 月30日)
割引率		0.4%		0.7%

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

TO THE TEN PER						
	前連結会計年度	当連結会計年度				
販売費及び一般管理費	63百万円	32百万円				

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	0百万円	- 百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 57名	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 187,900株	普通株式 30,100株
付与日	令和 2 年 1 月17日	令和 2 年10月 6 日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	令和2年1月17日~令和5年9月30日	令和2年10月6日~令和5年9月30日
権利行使期間	令和3年10月1日~令和7年9月30日	令和3年10月1日~令和7年9月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和5年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	64,400	11,000
付与	-	-
失効	4,200	•
権利確定	60,200	11,000
未確定残	-	•
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	53,200	9,900
権利確定	60,200	11,000
権利行使	29,800	5,300
失効	•	-
未行使残	83,600	15,600

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	1,476	1,471
付与日における公正な評価 単価(円)	1,351	2,731

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和5年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	12百万円	12百万円
投資損失引当金	23 "	44 "
未払事業税	29 "	43 "
契約負債	66 "	60 "
賞与引当金	61 "	60 "
退職給付に係る負債	55 "	55 "
資産除去債務	35 "	34 "
長期未払金	52 "	51 "
株式報酬費用	63 "	60 "
減損損失	8 "	7 "
投資有価証券評価損	27 "	61 "
その他	40 "	45 "
繰延税金資産小計	477百万円	537百万円
評価性引当額	- #	- 11
繰延税金資産合計	477百万円	537百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	28百万円	20百万円
企業結合により識別された無形資産	34 "	33 "
その他	1 "	1 "
繰延税金負債合計	65百万円	55百万円
繰延税金資産純額	412百万円	482百万円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和5年9月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.5%
住民税均等割	0.5%	0.4%
法人税等の特別控除額	0.1%	0.0%
のれん償却額	0.9%	0.9%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2%	32.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
通信販売	32,509	33,793
直営店舗販売・卸売販売	2,082	2,317
海外販売	576	584
その他	939	957
顧客との契約から生じる収益	36,107	37,653
その他の収益	-	•
外部顧客への売上高	36,107	37,653

⁽注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末 において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高	
顧客との契約から生じた債権	3,196	2,862	2,862	3,171	
契約負債	303	217	217	200	

契約負債は、当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売でありますが、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セク	ブメント	7.0/4	△ ¼	۵÷۱		
	通信販売	直営店舗販 売・卸売販売	海外販売	計	その他	全社・消去	合計	
当期償却額	-	105	-	105	-	-	105	
当期末残高	-	923	-	923	-	-	923	

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セク	ブメント	7.00/lb	A 11 W 4	A+1		
	通信販売 直営店舗販 売·卸売販売		海外販売計		その他	全社・消去	合計	
当期償却額	-	105	-	105	-	-	105	
当期末残高	-	818	•	818	•	-	818	

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1.関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等 前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日) 該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)が 議決権の過半数を	株式会社 メディカル	福岡市	20	健康食品の製造・卸		商品の仕入先	健康食品の 仕入 (注1)	53	金楫買	2
所有している会社 等	グリーン (注3)	博多区		売・小売		事務所の賃貸	賃貸料 (注2)	10	流動負債 その他	0
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社 等	株式会社 アルク・ラボ (注4)	福岡市中央区	21	業務請負 ・一般派 遣・技術者 派遣等		コールセン ター業務の外 注先	コールセン ター業務の委 託 (注 1)	37	未払金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.健康食品の仕入及びコールセンター業務の委託については、株式会社メディカルグリーン及び株式会社アルク・ラボ以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
 - 2.賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - 3. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の100%を間接所有しております。
 - 4. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の90%を間接所有しております。

当連結会計年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人)が 議決権の過半数を	株式会社 メディカル	福岡市	20	健康食品の 製造・卸		商品の仕入先	健康食品の 仕入 (注1)	19	置掛金	1
所有している会社 等	グリーン (注3)	博多区		売・小売		事務所の賃貸	賃貸料 (注2)	10	流動負債 その他	0
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社 等	株式会社 アルク・ラボ (注4)	福岡市中央区	21	業務請負 ・一般派 遣・技術者 派遣等		コールセン ター業務の外 注先	コールセン ター業務の委 託 (注 1)	36	未払金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.健康食品の仕入及びコールセンター業務の委託については、株式会社メディカルグリーン及び株式会社アルク・ラボ以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
 - 2.賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - 3. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の100%を間接所有しております。
 - 4. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の90%を間接所有しております。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)
1株当たり純資産額	826.51円	906.72円
1株当たり当期純利益	109.91円	111.37円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	109.12円	110.81円

(注) 1.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,357	2,394
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,357	2,394
普通株式の期中平均株式数(株)	21,444,673	21,500,237
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	155,974	107,190
(うち新株予約権)(株)	(155,974)	(107,190)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当連結会計年度 (令和 5 年 9 月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,918	19,661
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	177	155
(うち新株予約権)(百万円)	(177)	(155)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	17,741	19,505
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	21,465,291	21,512,090

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	396	192	0.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く)	1,443	254	0.3	令和6年10月~ 令和9年3月
合計	1,839	446	-	-

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 . 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
長期借入金	177	74	2	•

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計 年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	9,255	18,250	27,872	37,653
税金等調整前四半期 (当期)純利益	(百万円)	840	1,468	2,716	3,530
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益	(百万円)	561	980	1,836	2,394
1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	26.14	45.61	85.43	111.37

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 ((円)	26.14	19.47	39.81	25.93

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 (令和4年9月30日)	当事業年度 (令和 5 年 9 月30日)
資産の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
流動資産		
現金及び預金	1 14,179	1 15,311
売掛金	2,762	3,033
商品	1,391	1,711
貯蔵品	170	119
前払費用	234	335
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	2 70
その他	2 141	2 90
貸倒引当金	42	39
流動資産合計	18,837	20,633
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,194	1,109
構築物	7	8
機械及び装置	7	2
車両運搬具	2	;
工具、器具及び備品	200	202
土地	639	639
有形固定資産合計	2,050	1,983
無形固定資産		
ソフトウエア	423	35
その他	30	4
無形固定資産合計	453	392
投資その他の資産		
投資有価証券	467	326
関係会社株式	150	459
関係会社長期貸付金	-	2 1,338
繰延税金資産	443	514
その他	206	243
投資損失引当金	75	14
投資その他の資産合計	1,191	2,73
固定資産合計	3,696	5,113
資産合計	22,534	25,746

(単位:百万円)

	前事業年度 (令和4年9月30日)	当事業年度 (令和 5 年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
金掛買	2 536	2 907
1年内返済予定の長期借入金	170	175
未払金	1,801	2 2,722
未払費用	147	150
未払法人税等	455	742
契約負債	217	200
賞与引当金	201	197
その他	133	208
流動負債合計	3,663	5,305
固定負債		
長期借入金	418	243
退職給付引当金	178	188
長期未払金	172	170
資産除去債務	117	111
その他	14	6
固定負債合計	901	721
負債合計	4,565	6,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,158	4,158
資本剰余金		
資本準備金	3,943	3,943
その他資本剰余金	178	161
資本剰余金合計	4,121	4,104
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,196	11,897
利益剰余金合計	10,246	11,948
自己株式	735	647
株主資本合計	17,791	19,563
新株予約権	177	155
純資産合計	17,969	19,719
負債純資産合計	22,534	25,746

【損益計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)
	1 35,172	1 36,746
売上原価	1 6,254	1 6,941
売上総利益	28,917	29,805
販売費及び一般管理費	2 25,468	1, 2 26,081
営業利益	3,449	3,724
営業外収益		
受取利息	1 0	1 2
受取配当金	1	1
受取ロイヤリティー	5	5
受取賃貸料	11	12
業務受託料	1 3	1 5
固定資産売却益	11	6
保険差益	12	4
その他	13	15
営業外収益合計	59	53
営業外費用		
支払利息	1	0
為替差損	6	10
投資有価証券評価損	47	29
固定資産除却損	32	33
その他	0	2
営業外費用合計	87	77
経常利益	3,421	3,700
特別利益		
投資損失引当金戻入額	2	-
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	3	-
特別損失		
減損損失	з 15	-
投資有価証券評価損	-	121
投資損失引当金繰入額	-	69
特別損失合計	15	191
税引前当期純利益	3,409	3,509
法人税、住民税及び事業税	994	1,170
法人税等調整額	71	71
法人税等合計	1,065	1,099
当期純利益	2,343	2,410

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
 当期首残高	4,158	3,943	207	4,150	50	8,548	8,599	
当期変動額								
剰余金の配当						695	695	
当期純利益						2,343	2,343	
自己株式の取得								
自己株式の処分			29	29				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1	1	29	29	ı	1,647	1,647	
当期末残高	4,158	3,943	178	4,121	50	10,196	10,246	

	株主	 資本		
	自己株式	株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	852	16,056	184	16,241
当期変動額				
剰余金の配当		695		695
当期純利益		2,343		2,343
自己株式の取得	0	0		0
自己株式の処分	116	87		87
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6	6
当期変動額合計	116	1,734	6	1,728
当期末残高	735	17,791	177	17,969

当事業年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						
			資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,158	3,943	178	4,121	50	10,196	10,246
当期変動額							
剰余金の配当						708	708
当期純利益						2,410	2,410
自己株式の処分			17	17			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	•	-	17	17	-	1,701	1,701
当期末残高	4,158	3,943	161	4,104	50	11,897	11,948

	株主	資本		
	自己株式	株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	735	17,791	177	17,969
当期変動額				
剰余金の配当		708		708
当期純利益		2,410		2,410
自己株式の処分	88	70		70
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			22	22
当期変動額合計	88	1,772	22	1,750
当期末残高	647	19,563	155	19,719

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物10年~35年構築物10年~20年機械及び装置6年~10年車両運搬具2年~6年工具、器具及び備品4年~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する 通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品の販売

当社においては、主に化粧品及びヘルスケア商品の販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、原則として当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

自社ポイント制度

当社は、会員の購入金額に応じてポイントを発行するポイントプログラムを提供しております。付与したポイントは顧客に対する履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「業務受託料」(前事業年度3百万円) は、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和4年9月30日)	当事業年度 (令和 5 年 9 月30日)
当座貸越極度額	13,000百万円	13,000百万円
借入実行残高	- "	- "
差引額	13,000百万円	13,000百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (令和4年9月30日)	当事業年度 (令和 5 年 9 月30日)
短期金銭債権	90百万円	122百万円
長期金銭債権	- <i>II</i>	1,338 "
短期金銭債務	1 "	321 "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)	当事業年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
営業取引による取引高		
売上高	4百万円	51百万円
仕入高	4 "	4 "
販売費及び一般管理費	- "	0 "
営業取引以外の取引による取引高	3 "	8 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	当事業年度 (自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)
広告宣伝費	9,726百万円	10,511百万円
販売促進費	4,519 "	4,771 "
発送配達費	2,527 "	2,546 "
外注委託費	2,265 "	2,087 "
給与手当	1,444 "	1,420 "
賞与引当金繰入額	196 "	193 "
減価償却費	317 "	322 "
おおよその割合		
販売費	81 %	81 %
一般管理費	19 "	19 "

3 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

用途	種類	エリア	金額(百万円)
		東北地区	8
 店舗	建物 工具、器具及び備品	関西地区	4
		九州地区	2
		その他地区	0
		計	15

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損 会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として評価しております。

当事業年度(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。 なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	150	459

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和4年9月30日)		当事業年度 (令和 5 年 9 月30日)		
繰延税金資産					
貸倒引当金	12官	万円	12首	12百万円	
投資損失引当金	23	"	44	<i>II</i>	
未払事業税	27	″	40	<i>II</i>	
契約負債	66	″	60	"	
賞与引当金	61	″	60	"	
退職給付引当金	54	″	57	"	
資産除去債務	35	<i>"</i>	34	"	
長期未払金	52	<i>"</i>	51	"	
株式報酬費用	63	<i>"</i>	60	"	
減損損失	8	<i>"</i>	7	"	
投資有価証券評価損	27	<i>"</i>	61	"	
その他	40	<i>"</i>	45	"	
繰延税金資産小計	473림	万円	536百	万円	
評価性引当額	-	"	-	"	
繰延税金資産合計	473官	万円	536官	万円	
繰延税金負債					
資産除去債務	282	万円	20頁	万円	
その他	1	<i>II</i>	1	<i>II</i>	
繰延税金負債合計	30百万円		22頁	万円	
繰延税金資産純額		 百万円	514首	万円	

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に 同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,606	5	13	1,598	489	90	1,109
構築物	38	1	-	40	32	1	8
機械及び装置	36	17	-	54	33	3	21
車両運搬具	24	2	2	24	20	1	3
工具、器具及び備品	750	99	106	743	541	86	202
土地	639	-	-	639	-	-	639
有形固定資産計	3,095	127	122	3,099	1,116	182	1,983
無形固定資産							
ソフトウエア	1,760	73	6	1,826	1,475	142	351
その他	30	54	43	41	0	0	41
無形固定資産計	1,790	128	50	1,868	1,476	142	392

⁽注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	42	39	42	39
投資損失引当金	75	72	3	145
賞与引当金	201	197	201	197

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで					
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内					
基準日	毎年 9 月30日					
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日					
1 単元の株式数	100株					
単元未満株式の買取り						
取扱場所	東京都千代田区丸のF 三井住友信託銀行株3					
株主名簿管理人	東京都千代田区丸のF 三井住友信託銀行株3					
取次所	-					
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額					
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/					
	毎年9月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された当社株式100株(1単元)以上保有の株主を対象として、以下のとおり保有株式数及び継続保有期間に応じて当社製品及び自社商品買い物優待券を贈呈いたします。					
	保有株式数	継続保有期間	優待内容			
		6 か月未満	パーフェクトワンモイスチャージェル			
	100 ~ 300株未満	6 か月以上	パーフェクトワン薬用ホワイトニングジェル 朝イチスッキリ!青汁サラダプラス			
株主に対する特典		6 か月未満	パーフェクトワンモイスチャージェル 朝イチスッキリ!青汁サラダプラス パーフェクトワントリートメントシャンプー 自社商品買い物優待券 (5,000円分)			
	300株以上	6 か月以上	パーフェクトワン薬用リンクルストレッチ ジェル 朝イチスッキリ!青汁サラダプラス パーフェクトワンSPナイトクリーム (季節 限定商品) 自社商品買い物優待券 (5,000円分)			
	3月31日の当社	株主名簿に同一株 て所定の株式数り	は、基準日である毎年9月30日とその6か月前の 株主番号で連続して記録され、かつ同期間の保有 人上であることを条件といたします。			

- (注) 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定 款に定めております。

 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)令和4年12月21日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和4年12月21日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第35期第1四半期(自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)令和5年2月9日福岡財務支局長に提出。 第35期第2四半期(自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)令和5年5月11日福岡財務支局長に提出。 第35期第3四半期(自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日)令和5年8月10日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 令和4年12月21日に福岡財務支局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年12月19日

新日本製薬株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 伊 藤 次 男

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 只 隈 洋 一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新日本製薬株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本製薬株式会社及び連結子会社の令和5年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

通信販売における売上高の発生及び正確性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、主に化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信 販売を営んでいる。連結財務諸表の注記事項(収益認識 関係)に記載のとおり、通信販売に係る売上高を33,793 百万円計上しており、これは、連結損益計算書の売上高 37,653百万円の約89.7%を占めている。

通信販売は、個々の取引金額は収益計上額の全体に比べて極めて少額であり、顧客数・契約口数は非常に多く、処理される取引件数も膨大なものとなっている。そのため、当該売上高の計上は、販売管理システムによって自動で計算・集計され、基幹システムを経由し、会計システムへ連携し処理される仕組みとなっており、プロセス全体を通じて複数のITシステムの自動化処理に広範囲に依存している。

通信販売の売上計上プロセスは、上述のとおりITシステムに広範囲に依存しており、また当該売上高の金額的重要性も高いことから、当該売上高から虚偽表示が生じた場合には、損益に与える影響が重要となる可能性が高いと考えられる。

以上より、当監査法人は、通信販売における売上高の発生及び正確性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、通信販売における売上高の発生及び正確性を検討するために、以下の監査手続を実施した。なお、IT統制は、当監査法人のIT専門家と連携し、手続を実施した。

- ・通信販売の売上計上に関連するITシステムのデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解した。
- ・販売管理システム、基幹システム及び会計システムにおけるユーザーアクセス管理、システム変更管理及びシステム運用管理等に係るIT全般統制の有効性を評価した
- ・販売管理システム、基幹システム及び会計システム間の整合性検討による、当該システム間のデータインターフェースに係るIT業務処理統制の有効性を評価した。
- ・通信販売の売上高を適切な要素に分解し、月次で比較、分析を実施した。
- ・取引金額が一定額を超えるものについては、取引先や 取引理由の妥当性を検討した。
- ・通信販売の売上高計上額と入金額の整合性を検討した。
- ・販売管理システムを通さず、会計システムに直接計上 された売上高の仕訳の有無を確認し、その計上の妥当性 を検討した。

広告宣伝費の発生及び期間帰属

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、連結財務諸表の注記事項(連結損益計算書関係)に記載のとおり、広告宣伝費を10,602百万円計上しており、これは、売上高37,653百万円の約28.2%、販売費及び一般管理費26,557百万円の約39.9%を占めている。

会社の主力事業である通信販売では、ブランド・商品 イメージの訴求が非常に重要であり、会社は、主力商材 であるスキンケア商品をあらゆる顧客層に訴求するため に、電波、チラシ、インターネット等の各種媒体を通じ て広告宣伝施策を積極的に実施している。

広告宣伝費は年間を通じて多額に計上されるため、その発生を慎重に検討する必要がある。また、広告宣伝施策の実施時期は会社の販売状況に大きく影響を受け、連結会計年度を通じて平均的に発生するものではなく、その計上時期が予算達成に重要な影響を及ぼす。そのため、計上時期の妥当性についても慎重に検討する必要がある。

以上より、広告宣伝費の損益に与える影響が重要である と判断し、当監査法人は、広告宣伝費の発生及び期間帰 属を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、広告宣伝費の発生及び期間帰属を検討 するために、主として以下の監査手続を実施した。

- ・広告宣伝費に関連する業務プロセスについて理解し、 予算管理、マスタ登録管理及び費用計上・支払等に係る 内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・当期の広告宣伝費予算と実績の差異分析を実施し、事業責任者とディスカッションを実施した。
- ・広告媒体ごとに細分化した情報を基礎として、広告宣 伝費を適切な要素に分解し、月次で比較、分析を実施し た。
- ・決算月である9月に発生した広告宣伝費取引全件について、証憑突合を実施した。当連結会計年度の他の月に発生した広告宣伝費取引については、サンプリングにより抽出したものに対して、同様の手続を実施した。
- ・期末日以降に到着した請求書等の証憑を閲覧し、決算 月である9月における広告宣伝費の計上漏れがないことを 検討した。
- ・当連結会計年度末日を基準日として、一定金額を超え る広告宣伝費未払先に対して、残高確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新日本製薬株式会社の令和5年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、新日本製薬株式会社が令和5年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施 する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択 及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての 内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査 人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対し て責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

EDINET提出書類 新日本製薬株式会社(E34965) 有価証券報告書

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年12月19日

有限責任監査法人トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 伊 藤 次 男

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 只 隈 洋 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新日本製薬株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本 製薬株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

通信販売における売上高の発生及び正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項 (通信販売における売上高の発生及び正確性)と同一内容であるため、記載を省略している。

広告宣伝費の発生及び期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(広告宣伝費の発生及び期間帰属)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。